

6月23日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。

（午前8時59分開議）

○議長（湯之原一郎君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、一般質問を続けます。

まず、16番、法元隆男議員の発言を許します。

○16番（法元隆男君） 登壇

おはようございます。きょうは6人ということで、非常に長丁場になりそうでございます。トップバッターの法元でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告させていただきました項目について、2つの項目について質問いたします。

まず第1、項目1、里道の整備、管理について。市道9号萩原線より市道107号線へと抜ける里道——加治木町反土2769番地と2338番地に挟まれた道でございます——に、非常に利用頻度の高い生活道路であります。しかしながら、幅員が狭いため車の通行には無理があり、進入する車の壁面との接触事故が多発しております。このような現状を解決し、永年地域の宿願でありました道路改良を行うことはできないでしょうか。

項目2、医療費削減について。今後、財政を圧迫する最大の要因は医療費高騰だと予測されます。その医療費を削減するには、一人ひとりが健康を確保することにあります。そのために施策は数多くありますが、今回次の3点について質問いたします。

要旨1、口腔ケアによる健康効果について、多くの研究がなされ、実証されております。中でも、歯周病菌が心臓病、肺炎、脳梗塞、心筋梗塞、糖尿病等を悪化させることが解明されてまいりました。このことをどのように検証し、取り組んでいるか問います。

要旨2、食事においてかむことの健康効果は大変大きいと、いろいろな場面で実証されております。厚生労働省は、三、四年前から、「噛ミング30」運動を提唱してきました。このことをどのように理解し、今後生かしていくかを問います。

要旨3、生活習慣病や成人病などによる血糖値の上昇は、多くの病の原因となり、血糖値を正常に保つことが健康を維持する大きな要因であります。これには、特に食後血糖値を考慮した食事法を広め、実行すれば、高血糖の改善に大きく効力を発揮し、食後、急速に血糖値を上げるのは、ごはんやパンなど白米や小麦を材料としたものであります。逆に血糖値をなだらかに上げるものは、野菜や根菜類などであります。これらをコントロールした方法を確立し、進める考えはありませんか。

以上で、当初の質問といたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

法元議員のご質問にお答えいたします。

1問目の里道の整備、管理についてのご質問にお答えいたします。

市道萩原線と西反土前線に通じる里道は、延長が約43m、幅員が約2mであり、排水溝と舗装が整

備されている状態であります。この里道のある萩原地区は、人家の密集した地域であり、以前、区画整理事業を検討されておりましたが、地域の同意を得られず、実施には至っておりません。また周辺の市道についても、幅員が狭隘であり、車両の離合等が困難であることは承知しているところであります。

里道の整備については、市民の方々の生活環境整備を目的とした市生活道路整備事業補助金交付要綱に基づき、申請者に対し、対象事業の70%以内を補助し、地域整備の推進を図っているところであります。

しかしながら、この里道または付近の市道整備は、地域の同意や多額の事業費を必要となることと、里道と接合する市道萩原線の交差部において、視距確保のために隅切り部が必要であるため、住民の方の家屋等への影響も大きく、早期の事業実施は困難であると考えております。

次に、2問目の医療費削減についての1点目のご質問にお答えいたします。

歯周病は、これまで日本歯科医師会や8020推進財団等の調査・研究で、糖尿病や心臓病、脳血管疾患、呼吸器疾患など全身疾患との関連性が示されております。

市におきましては、歯科保健の向上を生活習慣病予防の観点から、歯周病の早期発見や早期治療、適切な口腔ケア指導による歯周病の予防を目的に、平成24年度から毎年40歳以上で節目年齢にあたる方を対象に、歯周疾患検診を実施しております。さらに、今年度から新たに妊娠中の方を対象にした、歯っぴいマタニティ検診も実施しております。

また、各種健康教室や広報活動の中で歯周病と糖尿病など全身疾患との関係性や口腔ケアの重要性などの情報提供を行っておりますが、今後さらに周知に努めてまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

平成21年7月、国の歯科保健と食育の在り方に関する検討会の報告で、より健康な生活を目指すという観点から、噛ミング30をキャッチフレーズとして作成し、歯科保健の分野から食育を推進することが望まれるとの意見集約がなされました。噛ミング30は、食べ物をおいしく味わうことができる目安とされている、一口30回以上噛む食べ方で、味覚の発達や言葉の発育、発音、高齢者の誤嚥、窒息予防などに効果があります。

本市におきましては、これまでも各種健康教室や食生活改善推進員等の活動、広報活動において、よく噛んで味わって食べることが健康や生活の質につながることをお知らせしております。今後、さまざまな健康づくり事業の中で、8020運動と併せて、噛ミング30運動を広く普及し、歯科保健の向上や食育の推進にさらに努めてまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

血糖値の上昇は糖尿病の発症につながることから、本市では、検診結果等で血糖値が気になる方を対象とした栄養相談や健康教室などを開催し、糖尿病予防や重症化予防対策を推進しております。糖尿病を予防するための食生活では、個人の健康状態や生活スタイルにあわせた食生活が基本となりますが、ご提案がありました食事法については、血糖の上昇を抑える食事法の一つでもありますので、カロリーやバランスを考えた食事法などと併せて、情報提供を行ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○16番（法元隆男君） それでは、1問目から参りますが、里道の整備、管理ということでごらんになっていると思うんですが、萩原地区のあそこは非常に利便性の高い里道でございます。恐らく30年

ちょっと前だったと思います。昭和五十七、八年ごろだったと思いますが、ここは先ほどお答えいただきましたように、区画整理事業が計画されております。ここの道路ということではなくて、萩原地区全体の区画整理でございました。

やはり萩原地区というのは、私ども見ますと、やはり島津家の家臣の方たちがいらっしゃったような、そういったちょっと保守的な難しい地域であったのではないかと。やはり区画整理をするには、その土地をいろいろと整理して行って、代替地をあれしたりとかいろいろとそういった話が進んで行って土地区画整理事業が進められるわけですが、残念ながら相当検討をお互いの住民の方との折り合いが最終的につかなくて断念したということのようでもございました。そのときにしっかりと区画整理ができていれば、こういうこともなくても済んだのではないかと思います。

今この里道については、萩原線からその里道のほうを向いて、今ここにおっしゃった2つだけは厳しい難点があるのは何かといいますと、先ほどおっしゃってございました隅切りということが、向かって右側はもう敷地は提供していただいただけそうなんですけど、左側のほうがもう建物が加治木石の上に建物が建ってまして、その辺が非常に厳しい面がありそうでありますね。

道路拡幅にしましても、東側のほう、言ってみれば萩原線から見たら右側ですね。その隅切りも十分にできるという敷地のところをずっと3軒、4軒、拡幅していけば4mぐらいの道路が確保できると。これ、この辺の方からの要望が非常に強くて、これを里道を何とかならないだろうかというようなことの希望がありました。

これは先ほど市長の答弁でもありますように、萩原地区は非常に密集した、その今のこの里道は、最初の入り口をちょこっと行きますと、すぐ坂になって上り坂になります。四十何mですね。43mありますが。そこから先も少し道路を拡幅する必要があるだろうと。その里道を広げた部分をずっと延長してですね。

このあたりの住宅は、例えば火事になったときの消防車の進入だとか、非常に厳しい状況であるなとかねがね思っております。今のところが、例えば、東側のほうだけでも隅切りは十分できますので、解決して、将来西側のほうは、今建物があって、そう簡単に、里道の整備だからといって、これが区画整理ならまたいろいろな手法もあるでしょうけども、厳しい面があります。

それと先ほど申された建設費についても非常に難しい面もありますが、しかしながら地域住民の方にとっては、これが昔からの懸案でありますので、今お答えになったようなことが課題になっておりますが、これをまた持ち帰って住民の方とも話をしながら、また今後、話を進めていけたらなと考えております。

そういったようなことで、少なくとも萩原地区にとっては、これは非常に大事な生活道路でございますので、将来に向けて早期の事業実施は困難であるということの表現でございましたが、またいろいろとこれについては進めてまいりたいと思っております。

それでは、次の項目2に入ります。医療費の削減についての、これの一般質問をここに今回取り上げさせていただいた一つのきっかけは、実はきのう同僚議員の質問がございました。いろいろと勉強になることがありまして、きのうの国保健康保険事業の運営についてという項目でいろいろなところの話を詰めておられまして、それも参考にしながら、これをやっていきたいなと思っております。

今、私のほうのテーマは、要するに医療費削減に対してのということですが、国保税が今度、市町村から県に移行すると。30年度からという通告の質問にはなっております。これ平成30年度からということではよろしいのでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

今回の法改正、制度改正によりまして、平成30年度から県のほうへ移行するというところでございます。

○16番（法元隆男君） また県のほうになったときは、いろんなまた問題が出てくるのではないかと考えますが、当面、始良市のこの保険のことで、またはこの医療費のことで質問してまいりたいと思いますけれども。

平成24年から26年度までは、国保税も1億1,000万、ああ、1億2,000万でしたね。そして、法定外繰入れが1億1,000万だということで、3年間の期限を切ったものでございましたが、本年度はその法定外繰入れの1億1,000万のみになるのでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、24、25、26、1億1,000万、一般会計のほうからいただいております。本年度につきましても、同額の1億1,000万をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○16番（法元隆男君） 前のときは3年間予測をされましてされましたけども、今回は、ことし27年度だけで、その後はどんな予測をされておりますか。そういった予測がある程度あれば、教えていただきたいと思います。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

26年度の決算、今閉めて精査している状況でございますが、26年度におきましても、前年度、25年度と同様、また、同様といいましょうか、プラス1億程度の繰越しが発生する予定でございますので、今のままで行けば、今年度大丈夫であろうと思います。

来年度以降につきましても、今後高齢者の伸び、その辺を分析いたしまして、また審議会等でお話しして決めていくとかという形になると思っております。

以上でございます。

○16番（法元隆男君） まあ一般会計からの繰入れというのはそんなもんでいく可能性があるかと。

保険税、国保税については何か見通しはございますか。値上がりしたわけですが、今後、その辺のところはみんな気になる場所ではありますが、その辺をちょっとわかっている範囲で教えてください。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

今先ほど申し上げましたとおり、本年度、26年度も繰越しの額がある程度確保できる見通しでございますから、27、28年度につきましても、分析のほうはまだ終わっておりませんが、ある程度の繰越しができるのではなかろうかと思っておりますので、今と同程度の一般会計からのをいただければ、国保税のほうには影響を及ぼさないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（法元隆男君） はい、わかりました。

それでは、要旨1のほうに入りますが、最近の医学の研究で、歯の病気である歯周病が他の病気の原因に大きくかかわっているということがわかってまいりました。歯周病菌が血液の中に入り込んで、そして体全体を巡ることによって、いろいろな病気に悪影響を及ぼしているということが、最近非常に歯科医師会のほうで、業界において、しっかりと精査されております。

そういった中で、例えば心臓病、肺炎とか脳梗塞、心筋梗塞、中でも糖尿病を悪化させるというのが明らかになってまいりまして、非常に深刻でございます。

そういった中で、歯周病というのは、これはどんな病気だというふうに定義されますか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

歯周病といいますのは、歯周病菌によりまして、歯を支えております歯周のところの炎症とか、それから組織が壊れたりすることによりまして、まず口腔内の機能の低下を及ぼすこと、そして今議員が仰せのとおり、全身を巡っていきまして、いろんな全身のところに影響を及ぼしまして健康を害するというふうに認識しております。

○16番（法元隆男君） いろいろ調べてみますと、歯周病というのは、歯茎のところにやっぱり口腔ケアが行き届かないときに、歯茎にあらわれる、歯周病を取り巻く菌はたくさん菌がありまして、歯周病菌というのを一口で申しますけど。その中でいろいろ悪さをする菌が、いろんな種類があるということで、その菌がいろんな病気の原因をつくっております。現在、歯周病菌にしっかりと取り組むことが、いろんな病気、例えば心臓病、例えば心臓病の場合には、心臓に弁がございます。逆流をしないようにする弁。この弁にとりついて、その弁をマヒさせて、そして結果的に血液が逆流するというような、そういった症状も出てきますし、いろいろなこの病気の原因となると。

その中に、その歯周病菌の中で、一番厄介なのがジンジバリスという菌がございます。これは歯茎の中に入り込んで、そして少々の歯の手入れでは退治できないと。血液の中の鉄分が好きで、その血液の中に入り込んで、そして酸素が嫌いなんですけども、酸素のないところの、例えば今歯周ポケットの中に入り込んだり、血液の中の血小板の中に入り込んだりとか、いよいよもう非常に厄介な菌でございますね。

こういったものが、もう歯茎の中にへばりついて、こうやっていろんな悪さをするというようなことで、それに対して、今歯学界のほうでは、もう歯周病菌というのは非常にそれに対する対策が大事なんだというようなことで、先ほどちょっと言い残しましたけども、2月のときの国保審議会というところがありまして、そこで歯科医代表で来ておられた歯の先生が申されるには、非常にこれは一般的にまだ理解されていないと。特に始良市の場合は、議会でこういうテーマがなかなか少ないということで、ちょっと注文を受けました。それを、そういったこともあって、きょうもこういった質問に向けてやっておるわけですけど、少なくとも歯周病菌、歯周病、歯周病菌ですね。これは言葉では簡単に言えますが、まだまだ周知されていないということを何とかできないだろうかというような話でございます。

歯周病というのは、全く痛みがなくて、虫歯は痛くなりますね。虫歯は痛くなって、虫歯が痛くな

ると、もうたまらなくなると歯医者に行きます。そこで初めて歯周病というのが見つかるというような状況で、歯周病がそのとき見つかったときにはもう、その歯周病菌というのは、いろんな体に回っているような悪さをしているというような状況でございます。

今、きょうの答弁の中で、いろいろな歯周病菌に対して対策をしておられます。生活習慣病の観点から、歯周病の早期発見や早期治療、適切な口腔ケアの指導による歯周病の予防を目的に、24年度から40歳以上節目年齢にある方を対象に、歯周病疾患健診を実施しておるということでございますね。

節目というのは、どういう節目で、なおかつその対象者の受診率はどのくらいあるかわかりますでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

節目年齢といいますのは、年度末現在で40歳、50歳、60歳、70歳にあたる男女の方を対象にした健診です。平成24年度から始めてますけれども、受診率としましては、平成24年度が17.1%、平成25年度が15.2%、平成26年度が15.5%、大変受診率としては低いようなんですけれども、県の平均が平成24年度でわかってますが、6.8%ということで、まだまだ県内でも、また始良市内におきましても、受診率の低いのが課題です。

○16番（法元隆男君） 大体わかりました。おっしゃるとおり、受診率は本当に十何%台ですね。だから、こういったことをもうちょっと、歯周病に対しては非常に、これは本当に悪さをするんだということをもっともっと認識してもらおうというような、今後そういったようなことに対しては、妊娠中の方を対象に歯並びいマタニティ検診なども実施される予定ですが、そのほか何か手はございませんでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

歯周病につきましては、議員仰せのとおり、これから健康に対しても大変大きな害を与えるということで、健康増進の中では取り組む課題だと思っておりますが、今のところは個人に対しましては、先ほど申しました歯周病の検診の受診率を高めていくこと、それから広く広報活動としまして、市報を活用しましたいろんな情報を皆さんに提供すること、それから第1次の健康増進計画にも上げてましたけれども、やはりこの歯周病の予防法を知り、実践できる人をふやすというような具体的な目標もありますので、そういうものについて、これからさらに取り組んでいきたいと考えております。

○16番（法元隆男君） 先ほどから何度も申し上げますように、歯周病というのは全く痛みがないんですね。痛くなったときには、もう歯がグラグラなるというぐらいのところまで痛くない。虫歯は痛いですよ。

そういったことで、歯周病にならないためにはどうするかっていったら、これはやはり歯磨きですよ、歯磨き。歯磨きをして歯茎をしっかりと磨いて、歯周病はこの歯周ポケットの中まで入り込んでいきますので。それともっと大事なのは、歯医者さんに定期的に行くということなんです。これがなかなか痛くないもんですから、ねえ、皆さん、行きませんよね。これを理想的には、半年に1回、少なくとも1年に1回、歯医者さんに行って、ここについてる歯石をこう、取り除いて、そして歯医者さんの指導のもとで歯磨きをしっかりとあれするというようなことをもうちょっと奨励できないかな

ということで、今のお答えのように、やはり節目節目で非常に大事なことだと思うんですが、ただ、これだけの受診率では、やっぱり今後この受診率をどのように上げていくか、また節目節目でいいのか。恐らく費用も結構かかると思いますが、ある程度これは節目節目と10年で1回ですから、なかなかもう歯周病という、この歯周病菌というのは、もう七、八時間たったら、もう口の中でこう、何ていいますかね、活動してしまうような細菌ですので、これは何とか、少なくともその歯磨きの何か啓発であるとか、正しい歯磨きですね、正しい歯磨き。

恐らく1日3食のときに必ず歯を磨いていращる方もすごく多いと思います。歯を磨いている人は、大体97%ぐらいはみんな歯を磨いているそうです。そして、大体短くて3分、長い方は7分ぐらい磨くと。しかし、そういった形、本当に自信のある方たちを、例えばテレビでやっておりました。15人か20人ぐらい集めて、それを歯の先生が一人ひとり見て、もうすごい自信があるんですよ。それはもう自信があるんですよ。歯磨きをこうやって、毎日食後に磨いてたら、もう心配ない、歯も痛くないと。これはもう自信はあるでしょう。しかし、そのほとんどがそのテレビで見た結果は歯肉炎でした。歯槽膿漏ではない、歯肉炎というのは、あれですね。予備軍ですね。だから、そういう方たちが、もうちょっと歯の磨き方がちゃんとしっかりとした正しいあり方で磨いていただければ大分違うと。それと歯医者さんに1年に1回ないしは2回、こんなようなことを励行するような、そういった啓発的な運動はできませんでしょうか。いかがでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

この歯周病に関しましては、成人期だけに限らず、やはり乳幼児期のいろんな健診の場、あるいは学童期、学校での学校保健の中で、そしてまた成人期というふうに、高齢期というふうに幅広く取り組んでいく必要がありますので、これにつきましては、今策定をしております第2次健康増進計画の中で、それぞれの年代に応じた歯、それから口腔の具体的な目標を決める中に明記しまして、市民とともに実行できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○16番（法元隆男君） 前向きな取り組みとして期待したいところでございます。

一つの例として、ちょっと千葉県の例を申し上げます。千葉県の旭中央病院、これは旭市にある私立病院ですね。1,000床、ベッドが1,000ぐらいある総合病院なんですが、ここは最初、試験的に歯科医と医師と一緒にタッグを組んでやりながら取り組んだんですが、その成果が非常に上がりまして、今ではその病院の中の歯科医師が10名、そして歯科衛生士が9名、それでその内科医との連携をして、チームとして隊として、手術、内科の手術をするときに、その前に、手術の前に口腔ケアをしっかりとすると、退院する、その入院の期間がすごく短くて済むと。データによりますと、3分の2から半分ぐらいまで、例えばその手術の後、入院が10日だったときには、その6割ぐらいの期間で退院できるというようなデータがしっかりと出ております。特に高齢者の患者が劇的に減っておると。手術後の回復が早まり、入院期間が大幅に縮まったと。これはその手術の前に口腔ケアするんですね、歯科医師が。

それとまたもう一つ、これは介護のほうの現場においての例なんですが、岩手県の奥州市では、初め5人の、この奥州市の病院が胆沢病院というところ、ここには歯科医師がいないということで、開業医が5人タッグを組んでですね、それでケアマネージャーと一緒に地域を挙げて取り組んだと。そ

して、その胆沢病院と、また内科医と連携をとって、成果をすごく上げておると。

ただ問題は、先ほどの手術をして、最初口腔ケアをして手術するところまでは非常によろしいんですが、在宅介護なものですから、退院した後、またその歯を放ったらかしにして、また手術する前の状況に戻るといって例が多くて、その辺のところ、またしっかりと取り組んで、非常な成果を上げておるようでございます。

このようなことが全国各地でいろいろとありますが、いろいろな市町村で、この歯周病に対しては、歯周病菌のあれに対しては取り組みをしておりますが、この今2点、ちょっとご紹介いたしましたけれども、この辺はご存じだったでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

今、お示しいただきました例に近いところと言えば、やはり病院のほうで歯科を併設しているところで、やはり入院患者さんへの治療の効果がありましたという事例とか、それからあと在宅介護をしているところで、実際に訪問診療等を受けまして口腔の状態がよくなることで、そのご本人の状態も改善されたり、自分の歯で物が食べられるようになり、お元気になられたという例も、私どものほうもちょっと把握しております。

以上です。

○16番（法元隆男君） 日大——日本大学ですね、細菌学の教授で落合邦康氏という教授がいらっしゃいますが、この方もこの辺の研究を相当されております。今口腔ケアをすることによって、糖尿病に、血糖値について、普通の空腹時血糖値とヘモグロビンA1cという数値を対象に大体通常はするんですが、そのヘモグロビンA1cが、例えば口腔ケアをしっかりして二、三週間、または一月ぐらいたった結果を出しますと、やっぱり歯の悪い方が対象ですが、A1cが9.8が8.8、7.7が6.1とか、まあ0.1縮めるだけでも、これは薬でも縮まらないぐらいの大きな成果であるというようなことで、こういう口腔ケアをすることによって、非常に血糖値その他が数値が下がるというような結果も出ております。このようなことで、歯周病菌に対する取り組みというのが非常に重要だと思います。

それでは、このまま要旨2のほうに参りたいと思います。噛むということ、これはもう非常に噛むということが健康に非常にいい結果を出しているという形で、これは何が一番いいかという、噛むことによって、今言いました脳との連携がすごくありますし、唾液もすごく出しますし、そして何よりもさっきの歯周病のあれではございませんけど、噛むことによって非常に歯周病菌なんかに対するケアもいいということと、咀嚼することなんですけども、噛むことによって、実はヒスタミンという物質があるんですが、ヒスタミンという物質は、要するに食欲を制御するというものなんですけど、噛むことによって、脳内でそのヒスタミンがふえるというようなことによって、食欲が、もう要するにとめどもない食欲がかなり制限されて食べる量がかなり減るというようなことで、血糖値を上げないで済むというような結果が出ております。

そういったことで、要するに、この噛むということは、口の中の咀嚼でございますけれども、これが非常に健康的に効力を発揮するというようなことで、この辺のところ、少し何かそういう施策の中で何かお考えになっていることはございませんでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

かむことの効用を何か健康増進の施策にということですが、今議員がおっしゃいましたとおり、噛むことの効用というのは、お話ありました肥満予防ですとか、それから味覚の発達、言葉の発音、それから脳の発達、がんの予防、それから全身の体力の向上、もう大変効果が大きいので、これをそれぞれ食を通じたいろんな活動の中ですとか、それから歯科保健の活動の中、いろんなところにこの噛むことの効用、特にまた「噛ミング30」という、皆さんにちょっと覚えていただきたいネーミングのこの運動を推進していきたいと考えております。

○16番（法元隆男君） この噛むことについての効用というのが、非常にもう画期的なあれがございまして、慶応大学のたしか教授であられた方なんですけどね、結果的に、噛むことによって、そのヒスタミンというのが脳内で合成されますので、それによって、食欲をある程度制限するというようなことの効果によって、例えば150kgぐらいあられた方が、半年ぐらいで107kgになったという、それはもうしっかりとそれに取り組んだ結果でございまして、30回を目標に噛むんですね。それで一回一回噛むのに対しては、ちゃんと噛んで飲み込めたときには丸をしてというような形で、そういったことを半年間ぐらい、もう本当に大変な作業ですけれどもやって、その方が150kgのときの写真と107kgになられたときの写真と顔色やら、そのいろいろなことを見たら、何ていいますか、劇的に健康になられたというような事例がありました。

そういったようなことも含めて、噛むという行為、一番の効用は、システインが脳内で合成されると。システインというのは外から取れないんです。脳の前にガードされるとありまして、そこからシステインというのは薬を飲んででも取れないんです。しかし、システインの材料になるヒスチジンというのを取れば、それが脳に入って、脳のところでシステインに変化するというような形でやっていくんですけれども、そういうのはどういったものに入ってるかというところとありまして、例えば青魚であるとか、そんなような魚類に非常に多いんです。大豆にもありますが。

そういったようなことをやりながら、要するに噛むということの効用がいかに大きいかというの、いろいろ勉強してみますと、劇的にいい大きな効用がございまして。その辺のところもよりまた詰めていただいて、その1番目、要旨1の歯周病と絡めて同じでいいと思うんですが、一括してでもいいと思うんですが、そんなような今後、その施策に取り組んでいってほしいなと思っております。

時間も大分来ましたので3点目に参りましょう。3点目は、これまた非常に示唆に富んだことがありまして、血糖値が高いということによる弊害は皆さんご存じですよ。血糖値が高いといろんな合併症、もういろんな合併症があります。

そして、先ほども言いましたように、血糖値の検査には2通りあると。空腹時血糖値、そしてヘモグロビンA1cと。2つを皆さん、健診、特定健診でもされるとと思いますが、この2つがしっかりクリアする必要がまずあります。

空腹時の血糖値というのは、前の晩に食事を朝食べないで測るということで、大体誰もがやりますが、ヘモグロビンA1cというのは、なかなか理解しがたいという部分がありますけれども、最近ではもうこれも皆さん周知されておるのではないかと思います。

それプラス、最近非常に注目されていることが、食後血糖値、これが非常に隠れた数値であると。食後血糖値が非常に注目されております。それを解消する食事方法が、ほとんどの方がご存じですね。食事をするとき野菜を先に食べて、ごはんを後から食べるということをやると、これはかなり結果が出るようでございます。ただそれは、理屈としては聞いてるし知ってるしということですが、ほと

んど実行されてないのが現状ではないでしょうか。

これを今後、どんな形でそうやって住民の皆さんにも、もう少なくとも少しだけでも広めていく方法は何かございませんでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

まず、地道なところでは、今実際行っております糖尿病の予防するための栄養相談ですとか、それから生活チャレンジ教室血糖編ということしております。そういうところで個別に市民の方にあたる中で、実際の食べ方等のお話を聞く中で、もしそこに工夫が必要となりましたら、今ありましたような食べ方の工夫をお話していけたらなと思っております。

また全体的には、いろんな集団での教室なんかも、またこれから食生活改善推進員の方や、それから市の栄養士が中心になりました教室等もありますので、そういう中でお話をしていきたいと考えております。

以上です。

○16番（法元隆男君） 先ほど、前のほうで申し上げました、今始良の歯科医師会の歯科医師の先生方ですね、この前の国保審議会でのそういった話をされたように、非常に意識が高いです。これを何とか、歯科のほうでの健康、例えば歯周病をはじめとして歯科に関する事で、もう何とか啓発できないかなど。もういつでも協力するというような話をされております。

そういったことで、歯科医師会とある程度取り組みながら一緒になって、今後これをどんなふうに進めていけばいいか、なかなか難しい問題ですので、そう簡単には答えは出てこないと思うんですが。

しかし、やはり医療費を削減するための一つの大きな手法であるということになると思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

市民の健康づくりを推進していく中で、地域にいらっしゃいます健康づくり推進員等の研修等の中では、今、歯科のお話を毎年入れておまして、そこでいろいろお話いただいたものを、健康づくり推進員を通じまして、地域のほうの市民の方に広げていくということで、歯科へのいろんな関心を高めていけたらと考えております。

またそれ以外にも歯科の先生方のほうからも、いろんな集まりがあったときにはお話をしますよというふうにいただいておりますので、そういう機会も、これからまたふやしていけたらと思います。

以上です。

○16番（法元隆男君） 今申し上げたような、歯周病をはじめとして、いろいろ噛んだりすることとか食事の方法だとか、これは少なくとも知識としては、かなりの方がご存じだと思うんですね。

しかし、これを実際に実践しなかったら、これはもう何もならないということで、これが非常に今後難しい問題ではないでしょうか。これを私は我々、私みたいな素人がどうこう言ったって、全然啓発にもならない。ただその辺の取り巻きの人たちには話ができてしょうけれども。これがやっぱり医師会、または歯科医師会がしっかりとそのイニシアティブを持って、行政とタイアップして、いろんな手法を使いながらやっていくとすれば、かなり違ってくるかなと思います。そういったことで今

後それに期待するところですが。

最後に、ほんの最近、この通告書を出させていただいてから1週間ぐらい後に、テレビでちょっと報道しておりました。これもう一番新しい情報であります。先ほどの食べる順序どうのこうのって、あれの延長戦みたいなもんですね。

先ほどからの食べる順番で、ごはんの前に水溶性の植物繊維、水溶性の食物繊維という、食物繊維には水溶性とそうでないのをございます。水溶性と言え、根菜類だとか、海草だとかきのこ類だとか、もちろん野菜は大体そうなんです。そういったものをまず先に食べて、そしてごはんは後から食べるというようなことをすれば、もう相当な食事制限しなくても血糖値が下がったという例をいろいろ説明しておりました。

これ慶応義塾大学の医学部の伊藤裕教授の研究によります。この方は、日本内分泌学会の会長でもあります。その腸内、この方が申されるには、要するに腸の腸内細菌は、善玉菌と悪玉菌がありますよ。その中に、本当に血糖値を下げる腸内細菌のえさをやるという感覚で、えさ、要するに先ほどの水溶性の繊維、あれはえさだと考えて、食物繊維はえさだと考えて、毎日えさをやるんだと、ここにお腹の中に何て言いますか、血糖値を下げる、インシュリンを多く出すのが、その食物繊維の名前はイヌリンというものであるそうです。そのイヌリンを多く含んだものを、まず最初に食べて、それがごはんがちょこっとでも先だったら効果がないそうです。

そのイヌリンを含んだ、例えばきのこでもですね、そんなたくさん食べなくても、まずそれをやって、そしてごはんは後から食べるというようなことにすれば、もうそれを続ければ、その臨床的に、報告がありましたけども、血糖値は別に食事制限しなくても血糖値が下がったと。いろんなインシュリンを打ったり、いろんなことの処置したそれよりも効果があったというようなことが、ほんの最近出ておりました。これ、もしあれだったら参考にまたお出しできると思いますけど。

そういったようなことで、腸内細菌をペットだと考えて、それにえさをやるというようなイメージでそれをやってくださいと、そんなような、ここに猫を飼って、猫にえさをやるんだというような感覚ですね。これは非常な効果があるということ、この通告させていただいた後の情報として入りましたものから、これはタイムリーな情報だと思って、ちょこっとご紹介いたしました。これで終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで法元隆男議員の一般質問を終わります。

次に、22番、上村親議員の発言を許します。

○22番（上村 親君） 登 壇

議席番号22番の上村親でございます。本日は何かと忙しい中、また足元のお悪い中、傍聴席にお越しいただいた皆様方に感謝と御礼を申し上げます。

本日6月23日は、沖縄戦が終結しまして70年という節目を迎えています。さきの戦争で尊い命が犠牲になりました方々の御霊に哀悼の誠をささげながら、また恒久平和を願いながら、先に通告いたしました2点について一般質問をいたします。

まず1点目、敬老金支給事業について。この目的は、本市に居住する高齢者に対し、長寿を祝福して敬老の意を表するため、敬老金を支給するとなっております。そこで要旨1点目、今年度の支給対象者の方は、満88歳、99歳、満100歳、それぞれ何人になるのでしょうか。

2点目、現在の支給方法は、総合支所及び本庁での支給となっていますけれども、自宅へ伺い本人への支給はできないか問います。

質問事項2点目、イオンタウン開店に伴う交通対策について。要旨1点目、イオンタウンの部長が来庁し、全員協議会で説明を受けた中で、交通対策については6月に関係者と協議をするとのことでございましたが、協議の内容をお示してください。

要旨2点目、そのことについて、市民への説明等についてはどのように考えていらっしゃいますか。

要旨3点目、イオンタウン周辺は、児童・生徒の通学路となっていますけれども、学校との連携はとれているのでしょうか。お伺いたします。

以下は自席から質問をいたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

上村議員のご質問にお答えいたします。

1問目の敬老金支給事業についての1点目のご質問にお答えいたします。

本市における敬老金支給事業については、市内に居住する高齢者に対し、長寿を祝福して敬老の意を表するため、敬老金を支給するものであり、支給年の9月1日現在において、1年以上引き続き住所を有している満88歳、99歳、100歳の高齢者の方に支給しております。

本年度の対象者については、満88歳の方が505人、満99歳の方が43人、満100歳の方が30人と見込んで当初予算に計上したところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

敬老金の支給方法につきましては、ご指摘のとおり、対象者に事前に郵送した申請書と対象者本人の印鑑を持参の上、本人またはその代理の方に本庁もしくは総合支所にお越しいただき、現金により支給しております。本年6月1日現在における本市の高齢者人口は、2万1,627人で高齢化率は28.4%であります。本年度から団塊の世代が65歳以上となることや、食生活の改善、医療技術の進歩などで寿命が延びることにより、本市においても高齢者人口は今後、増加するものと推計しております。

市といたしましては、高齢者人口がふえることは住みやすいまちのバロメーターの一つでもあると考えておりますので、敬老金支給事業のあり方については、支給方法も含めて、総合的に検討してまいります。

次に、2問目のイオンタウン開店に伴う交通対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

交通対策については、本年5月29日に県庁におきまして、イオンタウン株式会社の担当者が県関係各課及び県警交通規制課の担当者と協議を行い、特に問題がなかった旨の報告を受けております。

2点目のご質問についてお答えいたします。イオンタウン株式会社による森自治会の住民の方々への建設工事説明は、本年4月26日に行われ、その中で工事に伴う騒音、振動への対策の要望があり、現在、協議を行っているとのことであります。

大規模小売店舗立地法にかかる第5条申請を今月中に提出する予定であり、また地元説明会は8月中旬に行う予定であるとの報告を受けております。

3点目のご質問についてお答えいたします。通学路に係る学校との連携については、第5条申請後にイオンタウン株式会社の担当者が教育委員会、各学校を訪問し、協議を行う予定であるとのことであります。

以上で答弁を終わります。

○22番(上村 親君) まず、冒頭で市長のほうにお尋ねしますが、毎年市長のほうで満100歳以上、満100歳の方ですかね、各戸に訪問されて、こういったお祝い金を支給されていると思うんですけども、その戸数については大体何戸数ぐらいを目安に訪問されて、激励をしながら支給をされていらっしゃるのでしょうか。

○保健福祉部長(諏訪脇 裕君) 100歳の方の支給方法につきまして、私のほうから若干ご説明申し上げます。

先ほど市長答弁にもありましたように、現在、本市におきましての支給の方法でございますが、100歳の方につきましても窓口のほうに取りにきていただくという方法をとっておるところでありまして、市長のほうが自宅なりを訪問してお渡しするという方法ではやっておりません。

以上でございます。

○22番(上村 親君) ちょっと質問を、じゃあ内容を変えていきたいと思いたすけれども。旧始良町時代であったと思うんですが、合併前でこの支給方法の条例改正がありまして、当時1万円だったのが、半額の5,000円になったと記憶してるんですけども。その中で老夫婦の方がおっしゃることは、重富のちょうど、そうですね、城下自治会だったと思うんですが、この方が5,000円支給するから役場に来いということで取りに行かれました。タクシーを使いますと往復やっばり2,000円ぐらいかかるみたいですね。そうすると、5,000円から2,000円引くと3,000円にしかならないと。公共交通機関があったら別だろうと思うんですけどね。そういったお金だったら要らないということなんですね。そういうことで、何かやるほうももらうほうも、何かそこに心がけないような気がするんですね。

これまで過去2年間ぐらいで、この支給対象者の方が、このお祝い金をもう辞退された方、こういう方は何人かいらっしゃると思うんですけども調査されていらっしゃいますか。

○保健福祉部長(諏訪脇 裕君) お答えいたします。

ちょっと25年度のほうの資料につきましては手元にはございませんが、26年度におきましては、対象の方、全て取りに来られたというか、申請されたということでございます。

○22番(上村 親君) それから素朴なちょっと質問になると思うんですけども、この支給年齢について、一般的にはお祝いごとということになりますと、数え年でいきますね。この支給年齢が今回はこの条例でいくと満歳でいくわけですよ。その根拠は何でしょうか。

○保健福祉部長(諏訪脇 裕君) お答えいたします。

おっしゃるとおり、満年齢で計算をしておりますが、これは9月1日現在でその対象の88歳、99歳、100歳になった方ということで、今条例上はしてあります。これは合併協議のときに旧3町の協議の中でそういうふうになったということでございます。

○22番(上村 親君) 合併協議会の中で決まったということですから何とも言えないんですけども。じゃあ支給方法なんですが、たしかに88歳、99歳、100歳ということになりますと、確かに健康な方

もいらっしゃると思うんですね。ところがやっぱり病に伏して入院中の方もいらっしゃると思うんですけど、まあいろんな方がいらっしゃると思うんですけども。代理の方々も受け取りにこられると思うんですが、ちょっと表現は悪いですけども、88歳になって1万円取りに来られるお客さんもいると思うんですけども、もうわざわざ中山間地域から、例えば北山から、加治木でいくと辺川、重富でいくと高牧から福ヶ野ですか、ああいうところからどういう交通手段で来られるのか。やっぱり当然、タクシー、そういったことを使われてこられると思うんですね。私が一番言いたいのは、やっぱりその取りに来いじゃなくて、贈るほうの心が大事じゃないかなと思うんですね。そういった点ではどうなんでしょう。それが1点です。それからちょっとこれから。

○市長（笹山義弘君） 今回、始良市においても非常に寿命が延びてきておるということで、大変めでたいことでございます。そういうことで高齢者がふえてきたということから、敬老の祝い金についても、ある程度見直しをかけないといけないということが迫られてきました。

そういう中で、予算を立てる中で協議をしたことは、少なくとも99歳とか88歳ですと、505名おられますので、これを全部回るということは不可能ですので、せめて99歳、100歳の方々には、でき得る限りご訪問して、それは当然ご本人、もしくは家族のご同意を得ての過程ですけれども、そうして回るべきではないかということとはしてございます。

したがいまして、そのことについては、あと88歳をどうするかは、これちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○2番（上村 親君） その言葉を待っていたんですけども。

で、支給日なんですけども、支給期間、9月1日現在で、88、99、100歳ですよ。そうしますと、そこで結局資格が発生するんですけども、支給期間は9月の何日から何日までなんですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

支給期間については、9月の1か月間を（発言する者あり）はい、しております。

以上でございます。

○2番（上村 親君） 先ほど、市長のほうで、99歳、100歳ぐらいはということで考えているというようなことをおっしゃいましたけども、その点についてちょっと提案をしたいんですが。

民生委員の方がいらっしゃいますね。ちょっと民生委員の手引を見ますと、何らその縛りはないみたいですね。ですから、始良市で民生委員の方が何人いらっしゃるんですか。すいません。全市でいきますと151名、これには児童委員の方も一緒だと思うんですけども、かなりの数の方がいらっしゃるわけですね。この方々に協力依頼をしながら、できるだけきめ細かな、そういった市の真心を相手に贈るという考え方について、こういった方々を何とか協力いただきながら、できましたら支給を受ける人たちが動かないような、そういった配慮ができないものでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 大変お祝いを申し上げることでございますので、フェイス・ツー・フェイスといたしますか、温もりのある、そういう事業にしなければならないというふうに思います。そういう意味から、ことしについてから検討させていただきたいと思いますが。

また将来的には商工会の方々も、この商品券を復活させたいということをおっしゃってますので、お金というよりは、やはりせめて商品券のほうがいいのではないかということも思いますが、このことも含めて、次年度以降検討させていただきたいというふうに思います。

○22番(上村 親君) それから、先ほど市長が今後検討したいということなんですけども、支給金額、それから支給年齢、これもある程度今後見直しをする必要があるだろうし、99歳で2万円、100歳になると10万円、88歳は1万円と、1年違いで8万円誤差があるわけですね。ですから、何かその1年で、そういう何かこう、何ですかね、比較じゃないんですけども、何となくこう、気持ちがこうそぐわないんですけども。そういうところも含めて、今後、検討される考えはないんですか。この事業を将来続けるにあたれば、やはりある程度の時期に見直しをしないとイケないと思うんですけども、今後、どのような事業になるか、そういったところは検討されているかどうかお伺いしたいと思います。

○保健福祉部長(諏訪脇 裕君) お答えいたします。

今議員ご指摘のとおり、そのあたりも99歳、100歳、1歳違い、ましてや誕生日ではなくて、1年間、9月1日を基準にしておりますので、その間のタイムラグといいたいまいしょうか、そういうのもありますので、そのあたりも含めて、おっしゃるその金額、それも含めて今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○22番(上村 親君) この敬老祝い金については終わりたいと思うんですけども、敬老金支給事業については。ことしの敬老の日が土曜日を含めて5連休となる傾向ですね。そうしますと、ちょうど9月21日、中日の3日目ということで、県外から家族の方も大勢の方が帰り、帰省されましてお祝いをされると思うんですけども、そういったことでこのたった1万円かもわかりませんが、たった2万円かもわかりませんが、そういった事々がお祝いにひとつの花を咲かせるような、そういった事業にしていいただければと思います。

ちなみに、その日が、日が悪いです、仏滅です。ですから、こういうお祝い金を持ちながら、明るい、そして楽しい敬老の日になればということをお願いしながら、願いながらこの敬老金支給事業については終わりたいと思います。

それでは、仮称イオンタウン始良について、質問いたしたいと思います。

この私の質問の内容が悪かったのか、相手が悪かったのかどうかわかりませんが、非常にちょっとがっかりしましたけども、よろしいでしょうか。まずイオンタウンの部長が来庁して、関係者と協議をすることだったのが協議の内容を示せということで、回答のほうは、担当者と協議を行い、特に問題はなかった旨の報告を受けておりますですね。

で、2問目に、市民への説明等についてはどのように考えているかという、8月中旬に行う予定であるとの報告を受けております。学校との連携については、担当者が教育委員会各学校を訪問し、協議を行う予定であるとのことでありますということで、全く市の執行部の考え方というのが、全然この質問に対しては出てないんですけども、これ私の質問が悪かったのかどうかわかりませんが。

その中で、じゃあこの回答書に基づいて少し質問していきたいと思います。まず、その5月29日に

担当者が県の関係各課と県警交通規制課の担当者と協議を行ったわけですね。その内容については、どのような協議だったのか。特に問題はなかった、特に何が問題がなかったのか、以上2点、お答えください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

県との協議でございますが、これは大規模小売店舗立地法に基づきます大店法の申請のことでございます。

その内容といたしましては、大店法の中で、交通、騒音、廃棄物などについて協議をされるようになっております。その件では、それを提出するために事前協議と申しますか、そういったことをずっとされてきておりましたので、特別その中ではなかったというようなことでございます。

以上でございます。

○22番（上村 親君） 私は、質問事項は、イオンタウン開店に伴う交通対策についてということで表題を挙げてるんですね。で、わかりました。じゃあ、続いていきましょう。

この大規模小売店舗立地法の第1条にありますね、目的というのがあると思うんですけども、「その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。」となっておりますね。この目的にある生活環境の保持とは何でしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

地域の住民の方が今までと環境が変わりますので、そういったことで今までの生活の環境を極端に損なうことがないようにすることであろうかと思えます。

以上でございます。

○22番（上村 親君） この補足説明ですね。この大店法の中には、生活環境の保持というのが、生活環境の保持とは、具体的には大規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、交通安全、騒音等の問題に適正な対処がなされることにより、当該大規模小売店舗の周辺の地域において通常存することが期待される環境が保持されることを意味する。周辺の地域において通常存することが期待される環境とは、当該地域の住民が感覚的に不快と感ぜない状態に加え、当該地域の住民が共有することを期待し得る利便性をも含む概念である。すなわち、大規模小売店舗の立地に際して特徴的に生じる問題の中には、騒音のように感覚的に不快と感ぜる事象もあれば、交通渋滞のように利便性の低下と捉えられる事象もある。この法律は、この両者を生活環境と捉えて、生活環境を保持しつつ、大規模小売店舗の立地が行われることを実現しようとするものであるという、これがこの目的の趣旨ですね。

私が一番問うているのは、このまず交通渋滞なんです。そういったところを仮称イオンタウン始良の皆さんと、それから市の執行部、こちら辺がどういうふうに連携をとり合って、今後そういう計画を推進していくのか、かつ、また片やイオンタウンができることを待ち望んでいる方も多数いらっしゃるんですね、ほとんどが。そういったことを鑑みれば、そういったことをまず基本的に、市としては考えていくべきだろうと思うんですけども、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） まず、建築にあたりましては、イオングループいろいろあるわけですが、イオンタウンという会社が建築をいたします。この両施設ともつくるということでありますが、それに向けて、始良市とイオンタウンとの間で地域貢献協定書というのを交わしてございます。そういう中で、この協定書の中で、交通対策につきましては9条で、「乙は店舗周辺における各種交通安全対策に取り組むとともに、来店者等の交通利便性について十分配慮するもの」という1項を入れてございます。そういうことから、でき得る限り、この整備については、店舗周辺については、この乙、つまりイオンタウンですね、イオンタウンが務めるということでございます。

市においては、その取り巻く市道を含めての周辺については、今整備を進めつつございますが、でき得る限り、今できる範囲での整備ということに今努めているということをご理解いただきたいと思います。

○2番（上村 親君） じゃあ、質問の2問目ですね、説明会について、少しお尋ねをいたしますけれども。イオンタウンはイオンタウンで、森自治会、地元説明会を8月中旬ということで予定がありますね。（発言する者あり）ありますけれども。その中で説明会の開催と第7条にありますね、大店舗法の。届け出をした日から二月以内に当該届け出にかかわる大規模小売店舗の所在地の属する市町村内において、当該届け出の内容を周知させるための説明会を開催しなければならない。この説明会に市としてのかかわりはどのように考えていらっしゃるのでしょうかというのが質問なんですけども、そういったことは協議をされてるんですかね。

で、どこら辺まで、今現在ですよ、我々がわからないのは、今現在、イオンタウンが建設を進めますね。執行部として、あるいはイオンタウンが今一生懸命、県とかその関係課とやりとりをやってると思うんですけども、市としての、行政としてのそのやりとりなんですな。

もう来年春にはとにかく開店するんですね。それはまず間違いなく動かないと思うんですけども。その開店に伴う市としてのこっちの対処の方法、私はそこを問うてるんです。ですから、その説明会等には、この答弁書でいきますと、向こうのイオンタウンの担当者が来られて、その中で説明会をしますよということですね、これは。じゃあ、そこに住民説明会等に市としての何て言うんですか、職員は派遣しなくてもいいのかどうか、それで市民が納得するのかどうか、そこを僕は問うてるんです。

○市長（笹山義弘君） 流れといたしましては、大規模小売店舗立地法にかかる第5条申請というのをイオンタウンのほうで出すということでございます。これが今月中、つまり6月中に出すということで、それが認めるとするか申請が通りますと、それを受けて地元説明会ということが8月中旬に行われるということですが、当然その中にいろいろな関係機関も含めての説明ということになってこようと思います。

建物が整いますと、次は中の運営が今度は九州イオンが担ってまいります。そういうことから、まだその協議というか契約に至っておりませんが、次のステップとしては、市としては今度は九州イオンと今度はその内容の契約を交わし、地域貢献、商工会に関する事、市民に対する事、安全、それからいろいろな種々の雇用に対する事等々の内容をいろいろ協議をした中で契約を交わすということになってこようというふうに思いますので、その以後のことについては、今度は九州イオンとの協議に入っていくということをご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

○22番（上村 親君） それでは、3点目の学校との連携なんですけども、議長、そこですいません、ちょっと教育長に質問というか、許可をいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（湯之原一郎君） はい、許可します。

○22番（上村 親君） いいですか。

○議長（湯之原一郎君） はい。

○22番（上村 親君） この3点目の質問についても、イオンタウン株式会社の担当者が、教育委員会が各学校を訪問し、協議を行う予定とのこととありますということであるんですけども、当然、各学校を訪問して、教育委員会のかかわりも非常に重要になってくると思うんですけども、その中で、今後一番心配するのが、通学路に今車が突っ込んで、何人かという本当に尊い命が犠牲になってるような事故も非常に多いんですけども、そこでPTAとかそれから見守り隊、それから交通指導員、こういった方々の連携というのが、やっぱり協議をしなければいけないというふうに考えておるんですけども、そういったところは具体的にそのイオンタウンの担当者と協議をする必要があると思うんですけども、それについての考えをお示しいただければと思うんですが。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えします。

市の教育委員会としましても、今月はじめに関係する4つの小中学校、建昌小学校、始良小学校、帖佐小学校、帖佐中学校に指示をいたしまして、スクールゾーン対策委員会を、イオンタウンの建設に伴う車両増加に対応できるように十分協議をしてくださということで指示を出しております。

また、この児童生徒の通学に関する安全確保につきまして、直接この影響を受ける建昌小学校、これが6月23日、本日なんですけれども、それから始良小学校、6月30日、帖佐小学校では7月2日の、この3校では、スクールゾーン対策委員会を開くということで計画をされております。この場では、この話し合い等を通して、警察OBであるスクールガードリーダー、それから青パト隊の方々、それから見守り隊の方々にもしっかりと相談をしまして、安全な通学のあり方についても進めていこうということで各学校に指示を出しているところでございます。

○22番（上村 親君） それでは、答弁書をいただいた中での第2質問は終わりたいと思うんですけども。これからは全体的な質問に入らせていただきたいと思います。

全員協議会での説明会では、商業エリアを50km圏内、鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、都城市、鹿屋市を含む約45万人だったですかね——のお客様を対象として、計画が示されました。

現在の本市の道路事情で、こういうお客様をお迎えする道路事情、さきの同僚の質問の中で、市長のほうもいろいろ改善に向けて努力をしているということで答弁があったんですけども、従業員数、パートを含んで1,200から1,500という説明がございましたですね。1号店、2号店含めてだろうと思うんですけども、まず今回、第一期工事が終わって、新しくこのイオンタウンが開設されまして、せめてパートの方々でも、最低やっぱり500人以上、そういった方々がやはり通勤で車を使われた場合、

この道路事情で果たしてそのお客様を迎えることができるのかどうかというのがちょっと懸念されるんですけども、鹿児島県のイオンでさえ、海岸のほうに今度新しく1本橋ができたと思うんですが、あのちょっと信号が150mぐらいかな、指宿道路のあの出る、あの道路、信号待ち5回ぐらいとか6回ぐらいとあってざらみたいです、30分ぐらいかかるということなんですけども。

その中で、この本市の4車線でもない県道が1本、あとは市道、で、国道10号があるんですけども、そういった道路事情の中で、果たして総体的な駐車場は2,700台だったと記憶してるんですが、その駐車スペースをもってしても、1,000台以上、ここに来るわけですから、それでできるのかなというふうに思うんですけども、そういった点ではどういう協議をされているのでしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

まず先ほど申しましたけれども、直接そのことにつきまして、イオンと協議というのはしてないわけですが、大店法の中におきまして、公安委員会、そういったところとは協議をされているところでございます。

今議員が申されましたように、信号を、鹿児島で4回、5回待ちということでしたけれども、やはりそういった、相当な渋滞は今後想像されるかと思えます。

○22番（上村 親君） それからですね、先ほど言いました駐車場が2,700台のスペースを確保されているんですけども、イオンタウン、こういう大きい広いショッピングセンターに一度お客様が入られて駐車場を出るまで、おおよそ何時間ぐらいというふうに予定をされていらっしゃるでしょうか。家族連れでいきますと、お昼をとったり、そういった計画をもとに皆さん、来店をされると思うんですけども、そういった計算とかされたことがございますでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 最初の直接的な窓口としては、土地開発公社のほうに定期借地権で貸しておりますので、そのような趣旨のことについては、協議に入っているというふうに思いますが、このイオンタウンの組織の中には、そのいろいろな店舗開発についてのいろいろな部門があると聞いております。その中で、その導入のあり方、そしてその処理の仕方等々については、会社内でいろいろとシミュレーションができていくというふうに思います。

そういうことで、今後の先ほど言いました、今度は含めてイオン九州、九州イオンですね——の協議の中も含めて、そのことについて、住民にわかりやすく説明いただけるようにということで協議をしていきたいというふうに思っております。

○22番（上村 親君） もうあと1年あるかないかという期間ですので、そういった期間の中で、果たしてそういう完璧にできるかどうか、ちょっと疑問がつくんですけども。ぜひそういったところが一番市民生活に及ぼす影響というのが大きいわけですから、ぜひ努力していただきたいと思えます。

それから、その駐車場待ちの車も結構渋滞されると思うんですね。その対策も必要だろうと思うんですけども。

それから、公共交通機関の利用、一番列車とかバスとかですね、多分シャトルバスも多分走るだろうと思うんですけども、そういったところをやっぱり市内外の皆さんに周知をさせる期間も必要だろうし、また早目のそういった周知を早く知らせる必要もあると思うんですけども、そういったことは

まだ関係者と協議はされていないのでしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

バスの乗り入れ等につきましても、イオンタウン側でバス関係者と協議をされております。それとそういった周知方法につきましても何らかの対策をとられるものと思っております。

○22番（上村 親君） それがですね、今車で多分想像するところは、薩摩川内、それから鹿屋、一部は吉野からも来られると思うんですけども、車利用者のほうが多いだろうと思うんですね。

そうしますと、車にほとんど今カーナビゲーションがついていると思うんですね。普通、本線のほかに拡大したらほとんど市道も、狭いところも全部通行できるような、そういったシステムになっています。そうしますと、スクールゾーン等の道路にも多分こっちが近いよということで、そこに車が入り込んでしまう可能性もあるんですね。

そうすると、今始良市のあの近辺の西之妻周辺は、大体2m、2m50cmから3mぐらいの幅員しかございません。事情によっては、離合ができない道路もあるかと思うんですが、そういったところへの交通規制、そういったものも今後考えていかなければいけないと思うんですけども、関係課とそういった協議はされるお考えはないのでしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

通学路等もあるわけですので、そういったのも、学校PTA、そういったところに説明をされると思いますが、イオン側といたしましては、立証といえますか、通学の時間帯などに人を立たせるとか、そういった方法等も考えられていることと思います。

そして、あとそういった今大法を出されてされた中で、市のほうにも意見書等も求められてくるわけですが、その中で関係機関と十分協議をしてみたいというふうに思います。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 6月の19日の金曜日の日だったんですが、イオンタウンの部長にお越しいただきました。そのときに市教委のほうからも通学路の安全確保について、学校の要望をもとに丁寧に話し合っていたいただきたいと、訪問していただきたいというお願いをいたしました。

またオープン後も登下校時については、ガードマンをしっかり配慮していただきたいと、つけていただきたいというお願いをいたしました。

それを受けて、工事は平日、土曜日の8時から6時、それから平日と土曜日ですね、8時から6時ということで、準備、片づけを含めると、7時半から6時半ぐらいまでになるということで、子どもたちの通学時にあたるということで、そのときにもガードマン、交通整理をきちんとつけましょうということでお約束いただきました。

また、オープン後も数か月はガードマンをつけますということで交通整理にあたらせるということでもございました。

以上です。

○22番（上村 親君） やっぱりこういう協議をやったり私たちも望んでいるところなんですよ。

一番心配するのが緊急車両、渋滞したときの緊急車両の通行、これについて、消防長なんかは特に救急車、消防自動車、そういったところの考え方というのは持ってらっしゃいますか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

当然、開店等に伴う渋滞、こういった状況は考えております。渋滞等における安全な緊急車両の走行、こういったのも職員には周知して安全運行に努めたいというふうに考えております。

○22番（上村 親君） 最後に市長のほうに要望いたしますけども、やはりこういう大規模店舗が建設されるわけですから、誰か職員1人ぐらいはその担当者を決めてイオンタウンとのやりとり、それから行政とのつなぎ役、それから市民との対話、そういったもろもろを考えますと、やはりこのプロジェクトチームじゃなくてもよろしいですから、職員の1人は2人はやっぱり配置すべきじゃないかなというふうに思うんですけども、そういった点について、また今後検討されることを要請いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（湯之原一郎君） これで、上村親議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

（午前10時41分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時51分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

1番、峯下洋議員の発言を許します。

○1番（峯下 洋君） 登壇

皆さん、おはようございます。早朝より傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。午前中最後の質問者になりました、議席番号1番、峯下洋と申します。よろしくお願いたします。

最近のテレビを見てますと、相変わらず飲酒運転とか、ひき逃げとかあります。あれほど、数年前、福岡市の職員でしたっけ、子どもさんが3名も亡くなったのに、相変わらず、やはり飲酒をしてひき逃げをしていると。

なぜこのようなことを申しますかと言いますと、私は南九州酒販という酒の卸し屋に三十数年働いていました。やはり、アルコールを運ぶほうとしても、そういった悲惨な事故に遭うと、先日の青年は22歳です。一生を棒に振るわけですね。やったほうも、やられたほうも悲惨な一生を送っていかなきゃいけないと、こういうことは二度とあってはいけないと痛切に感じているので、そのようなことを申し上げました。

あと、高齢者の高速道路の逆走、これも本当にあり得るんですね。もう、びっくりしました。先日、テレビで落語家の桂文珍さんが話していましたけれども、「臨時ニュースを申し上げます。ただいま、高速道路を1台の車が逆走しています。気をつけてください」と、本人が「うそや。1台じゃなか。

みんなこっちを向いて走ってきている」と。要するに、自分が逆走しているわけですよ。ところが、そういった錯覚に陥っているんじゃないかと思うんです。入られた方は、自分は間違っていないと思って何kmもただ突っ走っているというようなことがあるみたいです。

もし、万が一、高速道路に逆走した場合は、左側じゃなくて右側を走らないと、左側は追い越し車線なんです。もし皆様、逆走に気がついたら右側通行でよろしくお願いいたします。

ということで。

今回の定例会の傍聴者の方々が普段の二、三倍来ているようなことを私は感じています。それは、今、始良市議会といたしまして、開かれた議会を目指して議会改革を行っています。今回、一般質問者の日程表を各戸配付させていただきました。その成果が表れているのではないかと考えております。

先般の全員協議会で、「傍聴席に入りきれないほどの方々がお越しいただいたらどうするの」ということを真剣に考えまして、「手立てはあるのか」という問題まで協議いたしました。そして、万一の対応策まで考えていましたが安心いたしました。とりあえず、皆様、通常どおり中でごらんになることができ大変よろこんでおります。

それでは、通告書にしたがいまして質問を開始させていただきます。

質問事項1、空き家対策について。

要旨1、本年3月の一般質問で、地域の住民が集える空き家の利活用としてひまわりハウス、これは、当市の市報の3月号に掲載された空き家を利用した空き家バンク制度で、その空き家バンク制度と併用して援助していく考えはないか、再度伺います。

要旨2、空き家対策特別措置法が施行されましたが、始良市としてどのような対応をしていくのか、伺います。

質問事項2、太鼓公園横の区画整理事務所跡地周辺活用について。

要旨、区画整理事務所跡地について、住民から、早めに整地をしてグラウンドゴルフなどができるような多目的広場にしてほしいとの要望があります。今後の計画を伺います。

質問事項3、加音ホールのプロジェクター設置の反応について。

要旨、5周年記念式典の際、画面にプロジェクターで投影されましたが、市民の皆様の反応はどうだったのですか。また、小ホール等にも設置予定があるか伺います。

質問事項4、AEDのコンビニへの設置について。

要旨、現在、市内に多くのコンビニがありますが、残念ながらAEDを設置しているところはありません。24時間営業という利点を生かして、設置協力の依頼はできないか伺います。

質問事項5、テニスコート、ウォーキングロードの確保について。

要旨1、以前はサンピアあいらにテニスコートがありましたが、現在は使用できなくなって、テニスの愛好者からコートが欲しいとの要望がありますが、市としてどこか予定地を考えていらっしゃいますか。伺います。

要旨2、現在の健康志向にあいまって、早朝・夕方など、ウォーキングをする中高年がふえていますが、現在は一般道を歩くのが主流であります。どこか安全な場の確保はできないか伺います。

あとは、一般質問席から質問させていただきます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

峯下議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、5問目のテニスコート、ウォーキングロードの確保についてのご質問につきましては、教育委員会で答弁いたします。

1問目の空き家対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

本年3月16日発行の広報あいらに掲載しましたひまわりハウスは、空き家の利活用策の1つとして、大変すばらしいアイデアであり、地域住民の交流の場として、また、高齢者の生きがいがづくりや地域活性化にもつながると期待しているところでもあります。また、この施設の建設にあたっては、厚生労働省所管の助成金を活用されたと聞いております。

しかしながら、同様の事業を行うにあたり、市が情報提供できる空き家に関する情報は、現在のところ、空き家バンク制度に登録されている物件のみであり、市から事業者などへの事業費の助成や施設改修費の助成制度はありません。

市といたしましては、空き家の利活用策として、居住以外を目的としたものに対する助成制度につきましても、今後、研究してまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

国におきましては、少子高齢化や過疎化に伴い、適切な管理が行われていない空き家等が中山間地域だけでなく都市部においても増加しており、防災や衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているとして、空き家等対策の推進に関する特別措置法を本年5月26日から完全施行いたしました。

この法律により、空き家等に対する明確な基準が示され、特に倒壊の恐れがあるなど、著しく保安上危険な空き家を特定空家等として認定し、立ち入り調査の実施や所有者等に対して、除却等の指導、勧告、命令を行うことができるようになったほか、命令に従わない場合は代執行の措置を講じることができるようになりました。

市といたしましては、この法律の施行に伴い、空き家対策の総合的な実施を行うための窓口設置や空き家対策の計画策定、協議会の設置、空き家に対する措置などを検討していくほか、空き家の利活用についても、移住・定住策などと組み合わせて早急に検討してまいります。

次に、2問目の太鼓公園横の区画整理事務所跡地周辺活用についてのご質問にお答えいたします。

区画整理事務所跡地については、帖佐第1地区土地区画整理事業による公園用地として位置づけており、現在、供用しております松原たいこ公園の区域拡張による公園整備を考えているところであります。

今後の公園整備については現在のところ未定であります。松原たいこ公園の機能向上を目指して、有利な補助事業の導入を調査するなど、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、3問目の加音ホールのプロジェクター設置の反応についてのご質問にお答えいたします。

本年5月16日に挙行いたしました市制施行5周年記念式典におきましては、ステージ上に275インチの大型スクリーンを設置し、2台のカメラで撮影しながら、客席後部のプロジェクターから投影し、式典や記念講演会の演出効果を高めました。

オープニングやエンディングのビデオ映像の投影、ステージ上の表彰者等をアップで投影するなど、大ホールの後部席からも非常に見やすく、好評であったときいております。

今後、小ホールなどでの利用を含め、加音ホールの利用者や来場者の要望等に応じて、より高い演出効果が期待できる1つの手法として考えております。

次に、4問目のAEDのコンビニへの設置についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市においては、公共施設や民間事業所などの142施設に151台のAEDが設置してあります。

これらの設置箇所については、あいらAEDマップを整備してホームページの掲載を行っております。さらに、救急講習会などの広報、119番入電時に倒れて意識がない状態の場合、現場近くのAED設置場所を伝えております。

コンビニエンスストアへのAED設置については、昨年からの検討項目ではありますが、現在のところ、県内においては設置している市町村はありません。

コンビニエンスストアへのAED設置は、突発的な起こる事故に対して有効であると考えておりますので、引き続き検討してまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 5問目の、テニスコート、ウォーキングロードの確保についての1点目のご質問にお答えいたします。

現在、市内の屋外テニスコートは総合運動公園のテニスコートをはじめ、5か所の施設に15面あります。また、屋内についても、総合運動公園体育館や蒲生体育館で利用できるようになっており、地域的にも、また数的にも、本市のテニスコートは充足していると考えており、現時点では、新たなテニスコートを整備することは考えておりません。

2点目のご質問についてお答えいたします。

ウォーキングロードは、本来、自宅を中心にその周辺の身近な場所で手軽に行えることから、自分の好みのコースにおいて楽しんでいる方が多く、用意されたウォーキングコースまで出かけてウォーキングを行う方は少数だと考えております。

したがいまして、ウォーキングロードを新設することについても現時点では考えておりません。

以上で答弁を終わります。

○1番（峯下 洋君） それでは、まず、空き家問題から再質問させていただきます。

先日6月12日に、南日本新聞に曾於市財部町の新聞が載っていたんですが、この空き家を集会所にということでごらんになられたと思いますが、知っている議員さんに電話をして聞いたところ、無料で使っていらっしゃるみたいなことでした。

新聞にも書いてあったんですが、ここは10世帯ぐらいしかない小さな集落だということだったんですけれども、それで、先ほどの答弁書では、今のところはそういうのはないということだったんですけれども、25年度の3月に空き家調査をされていますよね。きのう、この資料を私、はじめて見たんですけれども、すばらしくきめ細かに、いろんなことが書いてありまして、同僚議員も質問があったように、松原上・下だけでも九十幾つ、私の地域、今度コミュニティが立ち上がっているんですけれども、私どもは松原なぎさ校区ということなんです、ざっと合わせて、あさひ団地まで入れて95の空き家があるみたいです。

ただ、それの中で、これを見ると、SランクからCランクまで細かにわけてあって、ランクSの場合は、そのまますぐ使える状態だというのが2.1%あるみたいです。それで、ここに、ちょっとすみません、書きだしたのがあるんですが、10年以上たっているというのが57件で25.7%、その主な原因は、その方が亡くなっていると、そういうのが118ありました。これは51.8%。

それで、放置されている中でもまだ使えるところは、正月とか、お盆なんかには帰省して時々使うと

というのが48件の21.6%、あと、物置とか、倉庫などに57件の方、25.7%、その管理などは所有者自身が行ったりとか、親戚に頼んでいると、そういうところが149、67.2%、ほかに維持とか、管理が困っているという方、手間がかかるとか、身体的にとか、肉体的に距離があるからとかいう方々が147件、57.2%、今後の活用として手立てが見つからないというのが約半数あるとのことです。

それで、情報提供、これが足りないから皆さんが困っていらっしゃるみたいなので、こういう情報の提供の仕方というのを何か考えていらっしゃるでしょうか。お伺いします。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

空き家バンクについての情報提供ということであるかと思いますが、市の広報誌、それから、市内の方はそれでいいんですけど、市外の方につきましては、税務課のほうで納付書等をお送りする場合には、空き家バンク制度について紹介をしているところでございます。

以上でございます。

○1番（峯下 洋君） それで思ったんですが、1,400でしたっけ、配っているところが、1,600でしたっけ。その中で回答があったのが300ぐらいでしたっけ、というのを前回の質疑の中でちょっと伺った記憶があるんですが。

結局、ほとんどのところが宛先が不明とか、要するに、固定資産税が取られていない部分が相当にありますよね。今後、そういう固定資産税が取れないところについては、どのようにして回収するおつもりがあるのか、お聞かせください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

今度の特措法によりまして、市におきましても協議会を設置し、空き家対策の計画を策定することとなりますので、その中でそういったことについても定めていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○1番（峯下 洋君） 協議会を立ち上げて検討されるということなんですけれども、具体的に協議会のメンバーとか、教えていただくことは可能でしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

具体的には、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、それから、土地建物取引業者の方、土地家屋調査士、建築士、社会福祉の方など、あと、郷土誌の研究家、大学教授、あと、自治会の役員、民生員の方と、多くの方で組織することになるかと思えます。

○1番（峯下 洋君） この調査をされたところがNPOのLかごしまというところじゃないでしょうか。この方が、今、ひまわりハウスというのを立ち上げてやっっているんですが、実際、彼女たち、彼たちは、ほかのところにもそういったことを手がけているんで、ぜひ、そういった実践を踏まえた方たちもその話の中に入れられたら、もっといいんじゃないかと思っていますが、いかがでしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） NPOの方であったり、道路管理者も含めることになると思います。
以上でございます。

○1番（峯下 洋君） 私、ちょっと以前も提案させていただいたんですが、例えば、子どもさんがいらっしやらないとか、もう住むことはあり得ないちゅうことはないでしょうけれども、そういった方々に事前に市と契約をするなりして、もし私が亡くなった場合はどうぞ市のほうで引き取ってもらおうとか、寄贈したいというような方々も何人かいらっしやるみたいなんで、ぜひ、そういった感じで生きていらっしやるときにそういった契約が結べたらいいんじゃないかと。その辺はいかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） いろいろなお相談を受ける中で、確かにそういうお声もあることも承知しております。

基本的には、リバース・モーゲージの形というのは、今後については、そういう事業団がありますので、そういうところを紹介する方向になろうというふうに思います。また、皆さんが心配されるのは、お亡くなりになったあとの処理ができないということをお心配されているようですので、その辺をどのように解決ができるかということについても、今後のいろいろと課題になってこようというふうに思います。

○1番（峯下 洋君） それで、地元のことばかり言って申しわけないんですが、松原上・下、あさひ団地、この辺は、今、なぎさ小学校ができたおかげで、先日もその回答があったように、すごく人がふえていますよね。

それで、例えば、モデル地区みたいな形で試しにやってみるというようなお考えがあるでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 空き家の利活用ということについては、有効な手法であろうというふうに思います。

ただ、ルール化をするのがなかなか難しいということも一方ではありますので、そこのところも含めて、両面からニーズがあろうと思いますので、その点を精査しながら協議、検討していきたいということでございます。

○1番（峯下 洋君） それで、例えば、松原、あの辺に100戸ぐらいあるわけですよ。その中で、例えば、持ち主によっては提示してもいいというようなところもあるみたいなんです。

それで、例えば、看板を立てて、何平米ぐらいあるんだと。ここは売ってもいいですよとか、そういった看板をつくってあげることによって、促進、売却、そういう手立てができるんじゃないかと思うんですが。

というのが、そこがあっても、そういった気持ちが、意思表示があるとかないとか、ないとかないとか、一見したばかりではわからないんで、この屋敷は売る気持ちがあるんだとか、そういった目安になるような看板を立ててあげるとか、そういったことをすれば、少しでも早めに解決ができると思うんですが、いかがでしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

現在のところ、空き家バンクにおきましては、そういった所有者の方から申し込みをいただき、それを不動産業者の方と一緒に現地を確認して、その物件について確認し、そのあとバンクの一覧に載せるようにしております。

所有者の方からそういった申し込みがあり、あと、看板等についてはまた、空き家バンクの登録とは別に不動産屋さんのほうとの協議になるうかと思えます。

以上でございます。

○1番(峯下 洋君) これは1つの例なんですけれども、これは松原上なんですけど、空き家を、もう都会に出られて、そこをちょっと壊されて、何か草ボーボーになっていたらしいんですが、近所の方々が了解を得て駐車場をしたという話があるんですが、そういったことで、お金を払うんじゃなくて無償で利用させていただく、これが空き家対策になるんじゃないかというようなことを話された方もいらっしゃったんですが、そういったことは考えられるんでしょうか。

○企画部長(川原卓郎君) お答えいたします。

空き家、空き地ということになるうかと思えますけれども、今、うちの空き家バンクの制度の中では、そういった形で申請を受けて、それに対して使用者を紹介していただくという形ですので、そういった一連の形の中では、所有者の方が無償でも貸し出すというのがあれば、金額が0円ということができるかと思えます。

以上でございます。

○1番(峯下 洋君) それで、例えば、そういう候補地があった場合に、お客さんを連れて回る、空き家見学ツアーみたいな事って可能なんじゃないかな。

○企画部長(川原卓郎君) お答えいたします。

現在、その空き家バンクの一覧をごらんになって、その中で取り引き、世話をさせていただく不動産屋さん、そういった方と一緒に見られていることと思えますけれども、そういった形で、始良市にある空き家バンクに登録してある箇所をそういった形でみんな研修、視察をするということも、仲介の不動産業者の中でそういった取り組みをしていただければ可能ではないかと思えます。

以上でございます。

○1番(峯下 洋君) とにかくにも、空き家というのはふえる一方で減ることはないと思うんですよ。

だから、この問題は避けて通れない問題で、始良市は特に今人口が、こっちのほうに風が吹いていると申しますか、住まれる方が結構いらっしゃいます。今しないと、あと10年もすれば、今度は住む人もいなくなるかもしれませんので、早い機会に手立てを見つけて、1日でも早く取りかかって、できれば、私が思うに、1つの部署をつくって積極的にやっていくぐらいの意気込みじゃないとだめなんじゃないかという気がしているんです。

というのが、今、全国で820万戸あって、これがあと10年も20年もしたら、すごい数にふえていくのは目に見えていますよね。だから、本当にあのときしておけばよかったちゅうことじゃなくて、事

前に打てる手は打つとったほうがいいんじゃないかということを思っております。

それでは、次の太鼓公園の件で再質問させていただきます。

この答弁書の中に、これは位置づけは公園用地ということで回答があったんですが、もし、公園用地となった場合に、今現在ある太鼓公園とその隣は1つの管理になるのでしょうか。

○建設部次長兼都市計画課長（上原一美君） 全て一体として、公園として管理します。

○1番（峯下 洋君） 公園をちょっと調べていただいたんですが、相当数割りますよね。始良地区に98か所、加治木地区に32か所、蒲生地区に18か所、合計148か所というのを調べていただいたんですが、この中でちょっとおもしろいのに気がついたんですが、加治木に天神公園というのがありますよね。あそこは、舞台設営がしてあるような公園があるんですが、ああいったところを真似てではないですけども、ぜひ、太鼓公園にできたらいいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○建設部次長兼都市計画課長（上原一美君） 今から整備にかかるわけでありまして、その辺はいろいろな要望もあるでしょうから、その辺を検討して考えていきたいと思っております。

○1番（峯下 洋君） ぜひ、前向きに検討していただいて、そういうのができたらいいなということを切望いたします。

それで蒲生に、蒲生中央公園ですかね、遊具が25つ書いてあるんですが、行ったら、いろんな腹筋運動ができたりとか、ちょっとした、ああいうのをはじめて見せてもらったんですよ。始良には全然なくて、恐らく加治木にもないんじゃないかと思うんですが、蒲生はいいなと思って、本当に子どもたちだけが遊ぶんじゃないくて、ちょっとした高齢者、そういう方々もそこに行って背筋を伸ばしたりとか、そういった遊具というのは大変有意義だと思うんで、今後、もし公園をつくれる場合は、お金もかかることかもしれませんが、ぜひ、ああいった大人でもちょっとしたトレーニングができるような設備があったらいいなとつくづく思わせていただきました。

ということで、質問じゃないということで。

今後、まだまだ公園はふえていく可能性があるのでしょうか。

○建設部次長兼都市計画課長（上原一美君） 今、シルバーの須崎公園の整備を進めておりまして、その中でも、健康遊具の要望もありまして、それを設置する方向で今しているところであります。

そのようなことから、今後も公園の要望はあると思います。

以上です。

○1番（峯下 洋君） それでは、次のプロジェクターの件で。

本当に、私どもは残念ながら前のほうに座らせていただいたんで、はっきり、遠くから見ることはできなかったんですが、市長なんかも、アップでもすごくよかにせに映っていましたんで、やっぱりよかにせは得やなというふう実感したわけですが。ちょっと、若干ごまもすりまして。

あの明るさであれだけ映るというのは、相当の高額な機械じゃないかと思いますが、いかほどしたものでしょうか。

○総務部次長兼総務課長（松元滋美君） お答えいたします。

今回につきましては、5周年記念の節目ということもございまして、また、以前議員からご提言もいただいたこともあります。

事業の展開の中で、演出効果を高める手法として、大型プロジェクターを使ってみようということでやらさせていただきました。お客さまも非常に好評でございましたが、機材的には、今回は振興公社のほうに依頼してお願いしておりますので、購入ということではございません。

ただ、仮にもし買おうとするのであれば、プロジェクターだけで、今回のホールで使ったプロジェクターの機材に限って言えば200万円を超えると。一連の、非常に、セットの中で機材も必要となりますので、総額的には数百万円になるぐらいの機材であったと思います。光の量も大きな量を使うということで、今回の式典の機材については、そういう性能を持った機材を利用させていただいたようがあります。

以上です。

○1番（峯下 洋君） 当市には大きな会館、ホールがありますよね。始良公民館だったり、蒲生のホールだったり。

要するに、持ち運びができれば兼用ができるので、ぜひ購入していただきまして、言えば、少しでも皆さんが喜んでいただけたらいいんじゃないかなというふうに思っております。

それでは、次のAEDの件を再質問させていただきます。

昨年3月に同僚議員がAEDの件で質問をされていると思うんですが、今、始良市内にコンビニは何店舗ぐらいあるんでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

管内におけるコンビニの数ですが、現在のところ、30か所を把握をしております。

以上です。

○1番（峯下 洋君） その30か所の中で一番遠いところ、加治木だったら小山田でしたっけ、あそこ、ファミリーマートですかね。蒲生のほうが蒲生高校前のローソン、それで間違いなかったですかね。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

ただいま議員仰せのコンビニが、距離的には遠いコンビニになろうかと思っておりますが、加治木の小山田のコンビニ、ファミリーマート、それと、三叉の交差点付近にありますコンビニ、このコンビニ等が各署所からの距離で言いますと、一番遠いコンビニになるかなというふうに認識をしております。

以上です。

○1番（峯下 洋君） 6月の21日、先週の日曜日、始良分団、消防団の方々と私も受けてみたいなと思ひまして、たまたま空いていたから入れてもらったんですが、本当に3時間という長丁場で講習を受けたんですけども、AEDの威力と申しますか、AEDってすごく便利というか、教えていただ

けるわけですね。

設置さえすれば、「こうしなさい、ああしなさい」とかいうふうな感じで、その指示どおり、あるいは素人でもできるような機械なんですけれども、ほとんどの消防団員は持っていらっしゃるということなんです。

市長、今、市の職員の方で講習を受けた方とか、いらっしゃるのでしょうか。

○総務部次長兼総務課長（松元滋美君） 今、市職員で消防団員というのが76名、ことしはおります。

その中で、私も経験したんですけれども、段階的なAED講習は受けているかと思しますので、最近入った職員以外は講習経験はあろうかというふうに、推測ですけれども思っているところです。

以上です。

○1番（峯下 洋君） その講習を受ける際に、教えてくださる方が、幾らAEDの数をそろえても、実際はそれを使う人がいないことにはどうもできないと。

回答でもありましたけれども、142施設の中で151台あると回答があるんですが、実際そこは、恐らく学校だったりとか、公共施設だったりして、空いている時間しか恐らく使えないんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。実際、5時以降、6時以降、7時以降とか、朝方とか、どうなんでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、この142施設、151台の設置が現在のところあるわけですが、当然、夜間になると閉まってしまうので、夜間は利用できないというようなことであります。

しかし、これまでの状況、こういったのをいろいろ考察してみますと、今まで一般の方がこういった設置してあるAED、これを使用したという報告を受けていませんのが、この現状であります。

以上です。

○1番（峯下 洋君） しかしながら、全国的にもコンビニに配置されている市町村というのがふえてきているんですね。

だから、私思うに、やはり備えあれば憂いなしという言葉がありますように、できれば備えていただきたいと。

ちなみに、1台設置するのに幾らぐらいの費用がいるのでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

AED1台当たり、30万円から40万円程度というふうに認識をしております。

以上でございます。

○1番（峯下 洋君） それは買い取った場合の話で、リースとかもあるんですね。

ちなみに、松原上自治会も公民館においてあるんです。ただし、9時から4時までしか人がいないので、残念ながらそれ以降は使うことができません。

ちなみに、5,250円、月にかかっていますが、それが高いか安いかは別としまして、恐らく最高で

も6,000円ぐらいだったですかね、ちょっと調べさせてもらったんですが、1台当たり、月に6,000円程度、それが12だから7万2,000円掛ける30として、費用対効果の問題もあるんですが、あと、先ほど消防長がおっしゃったように、今まで使ったことがないと、実例がないと。それは置いてないからかもしれないし、実際本当に、聞くところによれば、全国平均8.何分のところを、我が優秀な消防士は6.何分で到着するらしいんです。

去年のあれを見たところ、去年、北山の木場というところに37分かかったということが書いてありました。それで、とてもあそこら辺には、もちろんコンビニもないわけなんですけど、それで私が思ったのは、消防団員なり、消防団長なり、あの近辺に住んでいらっしゃる場所に、特に、コンビニじゃなくてそういうところであれば、消防団員の方って敏速に動いていただけるんで何とかなるのかなと。

だから、下手すれば、コンビニに置くよりも消防団、もしくは自治会長、そういったところに1台ずつ、辺鄙なところと申したら失礼なんですけど、ちょっと距離のあるところ、時間がかかりそうなところに配置するようなお考えはないでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

今、議員仰せの方法ですが、非常にいい方法だというふうに思っております。今後、設置箇所をふやすというようなことになると、そういったところを参考に設置を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（峯下 洋君） ちなみに、市長はAEDの講習とか受けたことはありますか。

○市長（笹山義弘君） 私自身はございません。

○1番（峯下 洋君） 万一、奥様が倒れられたらどうされるんですか。

○市長（笹山義弘君） 気づきの問題だと思うんですが、私も以前にそういう遭遇したことがございまして、そのときにいち早くAEDを気づいたのは私が最初でございました。

マニュアルどおりにすれば、音声で全部指示をしますので、緊急の場合はそれに従ってやるということですが、心肺停止の状態を確認して作動するというところでございます。そこらも自動でやるということですので。

要は、呼吸がとまって5分以上たてば、今度は脳に影響が出てくるということですので、そういうことから、いち早い作動をさせるということが大事であろうというふうに思います。

○1番（峯下 洋君） 市長は、大変始良市にとっては貴重な存在でありますので、ぜひ、ご自宅にAEDをご購入いただければありがたいと思います。

それで、来年から18歳から選挙権が与えられますよね。それで思ったんですが、18歳が選挙できるようになるんですが、それは大変おめでたいことだと思って、18歳になったらそういう講習を受けましょうというようなことはお考えにならないでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

このようなAEDの設置、そしてまた運用、こういった現状を総合的に考えますと、やはり設置箇所をふやすより、そういったAEDの器具、これを直接使える人をふやす、そういった意味では、今後いろいろな方法で、こういった講習会等を広報に特に力を入れまして、受講者の数をふやす方向で考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○1番（峯下 洋君） ちなみに、その講習会の日程とかいうのを、ちょっと調べさせてもらったら、不定期のところもあったり、月に何曜日とか決めてあったりとかするわけなんですけど、始良市の場合はどうなっているんでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） 現在のところ、この講習日につきましては不定期でございます。希望者の申請によりまして、その月の講習日を決めている状況でございます。

以上です。

○1番（峯下 洋君） 私が受けたのはちょうど日曜日だったんですが、土日だったら市の職員の方も十分に行く可能性はあると、行けるということを思いますし、できれば、市報に載せて、例えば、第2日曜日とか、それは何曜日でも構わないんですが、できれば毎週日曜日でも、土曜日でもしていただければいいのかなと。

それで、たまたまうちなんかが講習を受けているときに、やはり出勤がかかるんですね。たまたまどなたかが、また別の方が来られたんですが、定期的にするようになると人員確保みたいなものできてくると思うんですが、例えば、卒業された職員とか、そういった方をうまく活用されて、そういった講習会専属、そういった方をすごく活用して普及に努められたらいいんじゃないかと思っております。その辺はどうお考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 現在、市では二十歳の献血とか、そういう呼びかけをしております。

そういう中で、例えば、認知症サポーター制度、オレンジのリングをする、それが証です、できますよという、そういうことがあればわかりやすいのかなと。「私、持っています」と言って、すぐ「どこにありますか」ということになるかもしれませんので、今後、そのような形ができないかどうかも含めて、いいご提案ですので、ぜひ検討していきたいというふうに思います。

○1番（峯下 洋君） とにかくにも受講料は無料だったんで、どうぞ皆さん参加していただければいいと思います。そして、1人でも多くの命を救うことができたなら、本当に良かったなと思うと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

テニスコートの件だったんですが、回答が、5か所あって15面あると、特に必要は感じてないということだったんですが、その辺はテニス人口の兼ね合いがあるんでそうなんでしょうけれども、実際、近くにあったやつがなくなると不便を感じる方ももちろんいらっしゃいます。ただ、場所がこんだけあれば、本当に今のところは十分なのかなということ。

あとはウォーキングロード、現在は考えていませんということでしたけれども、それは結局、皆さん、ほとんど自分の家から歩かれるわけですが、私が一番危ないと思うのは、朝早くとか、夜遅くとか、たすきも懐中電灯も持たないで、特に冬場なんか真っ暗な格好して、泥棒じゃないかちゅうぐらいで歩いている方がいらっしゃいます。運転してて、本当にびっくりします。

だから、私は運転するときは常に上向きで走っているんですが、たすき1本してる、しないで何百m先から確認できますんで、これは、歩かれる方については必ずするような、市のほうで徹底させることって可能なんでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 交通安全という立場から申し上げますが、各種教室において、警察と連携しながら、普及啓発には努めているところでございます。

○1番（峯下 洋君） それで、例えば、60歳になったらあげるとか、65歳でも構わないんですが、そういうこともちょっと考えていただいて、歩いて健康を取り戻していただいて、少しでも病院にかからないようにしていただくのも1つの方法じゃないかと思います。

それで、以前は年齢によってとか、若干施設を借りる場合に免除みたいなのがあったようなことを聞いたんですが、現在はそういったのがあるんでしょうか。免除制度、例えば、施設。バレーコートを使いたい、テニスコートを使いたい、70歳以上だったらちょっと安くなるとか、そういったのって。

私、一応、条例を調べてみたんですけど、探しきらなかったんでないのかなというふうに思っていますが、いかがでしょう。

○教育部長（久保博文君） お答えをいたします。

議員ご指摘の年齢による割引というようなことにつきましては、私どもの管理している施設におきましては、年齢によってというようなことはやっていないところでございます。

○1番（峯下 洋君） 始良スポーツクラブでは、年齢によって、若干、年会費で差をつけているところもあるみたいですよ。

それで、ある方がおっしゃったんです。「俺なんかは健康やっで病院も行かんたいが」って、風呂券をもらっていらっしゃるかどうかわかりませんが、おむつ券があったりとかしますよね。健康な人もやっぱり、若干、そういったところで優遇してあげることができればいいのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湯之原一郎君） 峯下議員、質問の事項は、テニスコートとウォーキングロードについてということになっておりますので、それに関連して質問してください。

○1番（峯下 洋君） すみません。これは質問外ということになるわけですね。ごめんなさい。

それでは、もう皆様にお聞きすることはないかな、どうしようかな。

とにかく、元気で長生き、これが一番いいと思います。本当に、うちの父は残念ながら病床において、2年、3年、それも意識があるのか、ないのかわからないような、胃ろうというのにしたんですが、本当にそういう姿を見ていると、やはり僕はピンピンコロリで逝きたいなと痛切に感じておりま

す。

どうぞ皆様もご自愛いただきまして、ピンピンコロリで。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（湯之原一郎君） これで峯下洋議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。午後からの会議は1時から開きます。

（午前11時47分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時58分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

次に、14番、堀広子議員の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 登壇

皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。私は、日本共産党市議団の1人として質問をいたします。

その前に2点述べて質問に入ります。

今、国会で審議がされております安全保障関連法案は、圧倒的国民が反対をしております。憲法違反の安全保障法案は廃案にする以外ありません。こうした中に労働者の使い捨てと派遣労働者を無期限とする労働者派遣法が6月19日、衆議院で強行採決されました。この法案は、過去に2回も廃案になったもので、本来提案すべきものではありませんでした。しかも、派遣の期間を3年としながら、労働組合の意見を聞くだけで、どこまでも延長でき、部署を移りかえさずずっと使い続けることができます。また、待遇改善と言いながら同一労働、同一賃金、法案も均衡待遇に修正してしまいました。与党は、国会の会期を延長して労働者派遣法を成立させようとしておりますが、日本共産党は、労働者派遣法、安全保障関連法会期延長に断固反対するとともに、国民と力を合わせて安全保障関連法案、労働者派遣法阻止のために全力を尽くしてまいります。

質問に入ります前に、訂正のほうをお願いいたします。

まず、就学援助費の援助の2項目のところでございますが、当初予算に2,800万、これを5,500万に訂正してください。それから、補助対象者を856人というふうに訂正をお願いいたします。

それから、質問の相手のところを、教育委員会となっておりますが、これを市長も含め、それから、最後の学校給食にかかわる質問の相手も教育委員長、そして市長をお願いいたします。

では、質問に入ります。

自治体の財政がひっ迫する中で、公共施設は老朽化が進み、維持管理費等の問題で、公共施設のあり方が問われております。本市においては、公共施設の状況を整理した公共施設マネジメント白書が作成されました。マネジメント白書をもとに施設の統廃合や複合化、民間への譲渡も含めた多用途への転換と基本的な検討を進め、始良市の公共施設再配置基本計画を策定いたします。その後、公共施設と総合管理計画を策定することになっております。そこで、基本計画に基づき実施される必要経費の財源措置はどのようになるのか。また、総務省の指示に沿った計画策定では、財政上の効率性だけ

から進めることとなります。地域住民の暮らしや経済活動の観点から、持続可能な地域社会の再編・運営が望ましいと思いますが、どのようにお考えかお伺いするものです。

次に、就学援助の拡充についてお尋ねいたします。

子どもの貧困が社会問題となっている昨今、日本の子どもの貧困率は、OECD加盟国34か国中、ワースト10の16.3%となってしまいました。そんな中、昨年8月、子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定され、当面の重点施策として、義務教育段階の就学支援の充実が打ち出されております。

就学援助制度は、義務教育は無償とした憲法第26条をはじめ、関係する法案に基づき、小中学生のいる家庭に学用品や入学準備費、給食費、医療費などを補助する制度です。

始良市では、当初予算に5,500万円の就学援助費が計上されています。今年度の補助対象者は856人。受給児童数は過去5年間ふえ続けており、平成22年度10.98%だった受給率は、平成26年度には12.93%となっております。お隣の鹿児島市では過去10年間で3,000人以上ふえており、受給率は25%であります。始良市の受給率をどのように受けとめていらっしゃるかお伺いいたします。

次に、平成22年度から支給項目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が加わりました。子どもの貧困と格差が広がる中、始良市での支給はどのように検討され、実施はいつごろになるのかお伺いいたします。

次に、学校給食における地元産米の活用についてお伺いいたします。

始良市の地場産物の活用は、県内産の米、野菜、肉などの活用率で、国が示す基準30%以上を上回っております。しかし、始良市内産の米の活用は、加治木学校給食センターが29.5%、蒲生の学校給食センターが22.4%、単独校調理場が1.7%と、かなり低くなっております。高齢化が進み耕作放棄地が広がっております。

一方、放棄地解消と地産地消による地域活性化のために、米生産に規模を拡大している農作業受託組合もあります。しかし、その組合の声を聞いてみますと、販路先が少なく苦慮しているとのことでございます。耕作放棄地解消、始良市市内産の米の活用、販路先の拡大、これらの課題を総合的に解決するために、学校給食に地元の米を活用できないかお伺いいたします。

次に、地元産の活用を高め、また、安定的に供給できる体制をつくるために、生産者と学校給食関係者との意見交換、情報共有の場を設けることが必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

堀議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち2問目の就学援助の積極的活用を、及び3問目の学校給食に地元産の米を、につきましては、教育委員会で答弁いたします。

1問目の公共施設再配置基本計画についての1点目のご質問にお答えいたします。

本市が今回策定する計画については、総務省から要請のある公共施設等総合管理計画とは異なり、インフラ施設を除いた計画になります。

本市におきましては、公共施設再配置基本計画を作成した後の、平成28年度中にインフラ施設を含めた公共施設等総合管理計画を策定する予定であります。

現在、学識経験者と市の有識者で組織する始良市公共施設再配置検討委員会において、本年度中に策定する公共施設再配置基本計画について、調査・審議していただいております。

市といたしましては、必要とされる財源について、施設利用者の状況に応じた適正な規模での更新、複合化、統廃合、他の施設との多機能化、統廃合による余剰施設や利用見込みのない市有地の売却、民間事業者への移譲、多様な民間活力の導入、適正な受益者負担の導入、また、国・県等の補助制度を積極的に活用することで、本市の財政負担の軽減に努めながら、事業を推進していく必要があると考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

本市におきましても、保有する公共施設の更新、統廃合、長寿命化などは、安定的な市政運営を実現する上で重要な課題であると考えております。また、地域コミュニティの機能の活性化につきましても、地域力の強化の観点から重要な課題であります。

このようなことから、少子高齢化社会の中で、安定的な市政運営を実現し、将来世代に負担を先送りすることなく、時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供することと考えております。これは、まさにまちづくりの取り組みそのものであります。

したがって、常に市政運営全体を俯瞰しつつ、新たな住民ニーズや地域の特性などに配慮し、公共施設の活用方法や運営方法などを見直すための計画を策定する予定であります。

○教育長（小倉寛恒君） 2問目の就学援助の積極的活用を、についての1点目のご質問にお答えいたします。

本年度は、就学援助事業として、小学校で2,800万円、中学校で2,700万円、総計で5,500万円を計上しております。本年度の就学援助受給者は、現在その保護者からの申請をもとに精査しているところであり、最終的な人数の確定には至っていないところです。本市も鹿児島市と同様に就学援助受給者が増加傾向にあります。昨年度の実績では856人で、その割合は12.9%となっております。

教育委員会といたしましては、就学援助制度について、市の広報紙やホームページを活用して周知に努めているところであり、各小・中学校におきましても、4月当初に全ての児童・生徒の保護者に対し、就学援助制度についての関係文書を配付するなど、申請漏れがないように努めているところです。

2点目のご質問についてお答えいたします。

平成22年度から要保護世帯への就学援助費の補助対象費目に、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費が追加されていることは承知しておりますが、今後、近隣の自治体の動向も視野に入れながら検討してまいります。

次に、3問目の学校給食に地元産の米を、についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

学校給食に地元産米を活用することについては、蒲生地区では新米の時期に2回と、学校給食週間に2回、始良地区では学校給食週間に1回、加治木地区では毎月3回実施しております。

学校給食において、地場産物の活用を一層推進していくためには、安定的、継続的な食材の供給が必要であることや、生産者側には学校給食衛生管理基準を順守してもらったり、食材を安価で安定的に納入してもらうための体制づくりが必要になってくると考えます。そのために生産者と消費者である給食施設との情報共有が必要であり、必要な連携については今後検討し、地場産物の活用が充実するよう取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○14番(堀 広子君) 再質問を行います。

まず、公共施設の再配置の件でございます。大きな声で言います。

まず、財源についてでございますが、ご答弁で適正な受益者負担の導入、それから、国・県等の補助制度を積極的に活用し事業を進めていくとあります。これらの内容を具体的に示してください。

○総務部長(脇田満穂君) 答弁をいたします。

まず、適正な受益者負担の導入ということでございますが、現在、合併させていただきましてから、各種施設、そのままでございます。そのような中で公共施設白書というものをまずつくらせていただいて、今現状の把握に努めたところでございます。その後、今度どのように施設、あるべきかといものを検討していただくために、再配置検討委員会準備を今進めております。そのような中で施設の使い方、そのような中では、先ほど申しあげました旧3町にある施設の負担を、利用していただいている方々に対して、どの程度負担をもう一回していただくのが妥当であるのか、そこをもう一度検討するという事になるかと思っております。

ですから、今現在、この負担を上げるという前提でのお話ではなくて、どの程度ご負担をいただくのが正しいのか、利用率やらそういうもの等を検討するという事でございます。

あと、それから、国・県等の補助制度というものでございますが、1つの例で言えば、例えば、この市の庁舎もそうでございます。合併の起債等を使って建物の建築、合併の特例債等を使わせていただくというような形で、それぞれの施設につきまして有利な起債、あと、補助金等を検討していくということでございます。

以上でございます。

○14番(堀 広子君) 財源の措置について、もう1点だけお尋ねいたします。

公共施設の総合管理計画を28年度までに作成するとございます。この計画の策定に対しての予算措置というのは、どのようになりますでしょうか。

○総務部長(脇田満穂君) ただいまお尋ねの公共施設等総合管理計画、これにつきましては、策定することによって、現在のところ、29年度まで国の制度が見えてるようでございます。ただ、現在、市におきましてもそうですが、全国的に29年度までというのはなかなかこの市町村も難しいのかなと、できても1施設とか、そういうレベルではないかというふうに思っております。できれば、29年度が延びていただけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○14番(堀 広子君) 確かにもう最後の年になると若干少なくなるということは当然かなと思うところです。

公共施設マネジメント白書の拝見させていただきました。読んでみますと、なるほどと納得するような内容とデータが記されております。その中で幾つかの疑問がございますので、感じたことを質問いたします。

概要版をいただきました。議会のほうにもご説明をいただいたところでございますが、概要版の

6 ページです。公共施設を取り巻く課題の整理というふうになっております。ここにおきまして、施設状況の項目で、維持が難しいと判断される施設はどこですか、どこがありますでしょうか。——失礼いたしました。公共施設マネジメント概要版の6 ページにあります。この課題の整理におきまして、施設の状況、それから人口状況、財政状況と3つに分類されております。その中の施設の状況についてお伺いしてるところです。この施設の状況の項目で、維持が難しいと判断されるような施設というのは、このマネジメント白書の中で、どのような所があるのかということです。

○総務部長（脇田満穂君） 施設状況の中での維持が難しいという所がどこかということ——はい。現在どこというわけで記載をしたわけではなくて、一般論といたしまして、300幾つの施設を抱えておりまして、その中で今後どのような形で議論していただくかというための今回の白書でございます。各種施設があるわけですので、そのような中で、今後これをもとに検討を進めさせていただくということになるかと思っております。

○14番（堀 広子君） じゃあ、人口状況の項目で、同じように維持が難しいと判断されるような施設はどのような所が、どういう所が対象となるのでしょうか。

○総務部長（脇田満穂君） 人口も一緒でございます。エリア的に利用状況をまずやっぱり一番確認するという、それからあと、その財源のありようだけではなくて、現在本当に必要とされているとするならば利用者が少なくともそういう所については考慮していくということでございますので、一般論として、この施設状況、それから人口、財政状況、この辺については一般論が記載してございます。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） 同じく人口状況の項目で、小学校区ごとに傾向が異なるというふうでございます。これは今後維持が難しいと判断される校区というのは、どういった所が対象となりますでしょうか。

○総務部長（脇田満穂君） 本始良市におきましても、どうしても山間部の小学校区は、特認校制度によって維持がなされているところがございます。小学校区におきましては、その制度というのが非常に有効に働いておりまして、その地域の活性化というのが図れているものと思っております。

したがいまして、先ほど来申し上げておりますように、一般論としてここに記載させてもらっております。ですから、そのような制度、特認校やいろんな制度をもとにして、その施設のありようというのをまた検討を進めると。今の人数が少ないからではなくて、5年後、10年後、ずっとその施設を維持するにはどうしたらいいかというのも検討の材料の1つでございます。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） マネジメント白書の資料を見ますと、特に中山間地の小学校区が、人口の状況、財政状況において厳しい課題を抱えているということがわかります。現在、公共施設に関する住民アンケート調査が行われているというふうにお聞きしております。市民に届けられていると思いま

すが、このアンケートはどのように実施されているのか、どういう形でアンケート調査が行われているのかお尋ねいたします。

○総務部長（脇田満穂君） アンケートの内容につきましては、財政課長が答弁いたします。

○総務部財政課長（米澤照美君） 財政課の米澤と申します。

アンケートにつきましては、まず、市民アンケートを5月18日に3,000人の方にお送りしております。回答期限を6月30日にしております。対象者は18歳以上80歳代まででございます。

内容といたしましては、年代、住まいの地区などの基本的なもの、それから公共施設の利用頻度、公共施設の満足度、それから、施設の種類ごとに数が多いか少ないか、公共施設の見直しの必要性について、その他公共施設に関する自由意見の欄を設けております。また、今月20日には、市内35か所の施設におきまして、利用者アンケートを、来月の21日まで1か月間、利用者アンケートを実施しております。

以上です。

○14番（堀 広子君） そのアンケートは、いつ集約されて、どのように活用されるのでしょうか。

○総務部財政課長（米澤照美君） お答えいたします。

この利用者アンケートにつきましても、今後、今年度、公共施設再配置の検討会、8回開催する予定でございます。現在2回ほど開催しておりますが、その中で市民の方の意見というのもお聞きしながら、計画策定の参考としていきたいと考えております。

以上です。

○14番（堀 広子君） じゃあ、このアンケートは、統廃合の計画の対象となる施設のある地域住民の意見も反映するという事で理解してよろしいのでしょうか。先ほど35の施設にアンケートの調査を行うというようなことをおっしゃられましたですけど、そういう意味では、入りますか。

○総務部財政課長（米澤照美君） この利用者アンケートは、あくまでこの統廃合の対象にしている35施設ではなくて、結構利用されている公共施設というのを選んで35か所設定させていただきました。

以上です。

○14番（堀 広子君） つまり、このアンケートは、地域住民の意見をいわゆる統廃合計画の対象となる所の住民の意見を反映するためのアンケートではないということが、私、くみ取れるところなんです。今後の取り組み、この文書、第5章におきまして、地域住民を含めて検討を重ねながら実施計画編成への反映をつなげていくことが求められますとありますが、この図では公共施設がなくなってしまう可能性がある地域の住民を含めた検討というものが、いつ、どのように実施されるのかわからないと思います。

7ページです。ステップ2で外部検討委員会が設置されることになっておりますが、構成メンバーはどのようになりますか。

○総務部財政課長（米澤照美君） 構成メンバーにつきましては、委員の方8名でございます。学識経験者としたしましては、大学の教授、それから准教授の2名の方、そして、市内にお住まいの有識者6名でございます。合計8名でございます。

以上です。

○14番（堀 広子君） わかりました。公共施設は、地域社会のコミュニティの核をなすものであります。住民が社会生活を営む基盤であり、その統廃合や民間への譲渡などは、住民の福利や地域の将来を慎重に見きわめた上で進めなければならないと思います。今後の取り組みといたしまして、統廃合や民間の譲渡の対象となる可能性がある公共施設にある地域住民に、どのように知らせ、そして対話をし、理解してもらってお考えなのかお尋ねいたします。また、あわせて、地域住民から施設を残したいという、こういうご意見が出た場合、行政と住民が連携して施設維持のための計画に取り組むべきだと考えますが、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○総務部財政課長（米澤照美君） まず、今回の計画策定にあたりましては、市長答弁にありましたように、まちづくりの関連ということからも、さまざまな検討をしていく必要があると考えております。

例えば、先進事例といたしましては、例えば市民全員が使うような施設で分ける、それから、地域で利用する施設で分ける、このやり方と、例えばもう一方の事例で申し上げますと、市街地区域と中山間地域に分けて、それぞれの実態を踏まえて再配置の計画を進めているようでありますので、そういったところも参考にしながら、今後の検討委員会の中で委員の方からご意見をいただいて計画をつくっていきたいと考えております。お尋ねの地域住民とのかかわり方ということにつきましても、十分留意していく必要があると考えております。

以上です。

○14番（堀 広子君） 十分、地域の住民の方々と対話して、そして、まずは理解してもらうこと、これが一番大事なかなと思いますので、今後そのように取り計らっていただくことを望みまして、次に移ります。

就学援助の件でお尋ねいたします。

まず、子どもの貧困の問題ですけれども、今の子どもたちを見ますと一見、貧困なんてあるのと思うような状況が皆さんもお思いかと思えますけれども、さっきの質問で、ひとり親の貧困率が54.6%であると報告されました。そこで、私は、現場の先生に実態をお尋ねしてみました。幾つか述べます。

まず、小学校2年生の子どもです。赤鉛筆の短いのを使っていたので、先生が新しいのにかえようと言いましたら、子どもがお金がないから買えないよと言ったそうです。家計が厳しい状況で、ときどきイライラして友達を殴ることがあったと言います。

また、母子家庭の家のことですが、家のごみでいっぱいになっている所の子どもの話です。その子は学校に行くのがおっくうになって不登校ぎみになっていました。家と家庭とのギャップがあって、学校では頑張れるけれども、家では学校に行く気がしないと先生に話しています。小さい子どもがげなげに生きている姿に、先生は1人で考えないで助けてと言えれば生きていけるよと声かけ、しっかり子どもに寄り添って対応されております。

また、母親がパートで働いている子どもの家庭です。制服のシャツを着がえてこない子どもがいて、先生が保護者に話を聞いてみましたところ、収入が少なくてシャツが買えない状況だったと言います。先生は、我が子が昔来ていた服を、みんなにわからないようにそっと届けていたということでございます。また、長く置かれた忘れ物です、こういった忘れ物を一定の期間保管して、例えば傘とかというふうにおっしゃりましたけれど、こういったのも使ってもらっていたということでもあります。

このように貧困は弱い子どもたちに影響が及びます。このような状況から貧困対策に関する大綱の中に、就学援助の活用と充実を図るよう明記されております。

そこでお伺いいたします。始良市の受給率12.93%は、鹿児島市の受給率25%の約半分となっております。全国の平均で15.64、県の平均が20.53%というふうになっているようでございますが、これらを含めてどのように受けとめていらっしゃいますでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えいたします。

鹿児島市の25%というのは、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものでございまして、この係数が1.35ということで、非常に高い係数になっていることが1つの25%になる要因になっているかなというふうに考えています。

始良市の12.93%というのは、さきの本村議員のときにもお話ししたように、生活保護法に基づく保護の停止または廃止、それが外された方を準要保護として認めるとか、それから、市町村民税の非課税世帯であるとか、それから、児童扶養手当の支給にあたる方とか、それから、校納金が滞っている方、それから、衣服とか汚れが目立ったり破れが目立ったりする子ども、それから、通学用品等に不自由している子どもさん、そういったようなことがいろいろ加味して実態に合ったものに、始良市の場合はそういうことで算定しているものでございます。

以上です。

○14番（堀 広子君） 受給率が自治体ごとに定められてる認定基準に大きく異なっているわけですね。始良市の場合は今おっしゃったとおりであります。

全国1,770自治体のアンケート調査では、生活保護基準額の1.1倍が213自治体、1.2倍が235自治体、それから、1.3倍が578自治体と、合わせて58%以上の自治体が生活保護基準額をもとに就学援助の認定の基準を定めていることがわかっております。

私なりに試算をしてみました。小学校1年生と中学校1年生、それから4人家族の場合です、鹿児島市の認定基準は10.5%でかなり高いと思います。生活保護基準額の1.3幾らということでしたね——5でしたね——以下で。私は1.3で計算をしてみました。年収が約392万、計算しますと。所得は587万になるようです。月額収入にしまして33万円以下が対象となっております。

始良市の認定基準は、住民税非課税世帯、そして先ほどおっしゃられました児童扶養手当の関係とか、生活保護に準ずる形で実態に合ったということの言葉をお使いになられました。そういう基準でされておりますので、1人小学生、中学生の2人と4人家族の場合を試算してみましたら、年収が322万円、月額が27万円以下が対象となるようです。鹿児島市の認定基準額に比べて、始良市は、約これだけでも70万低いと、対象者が、そういう意味では限られているというふうに私は試算したところであります。

ですから、この認定基準を見直して基準額を引き上げて保護者の負担軽減を図れないか、いま一度

お伺いたします。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えします。

認定につきましては、収入のことも関連しますし、それから地価のことでありますとか、それからお家賃のことでありますとか、さまざまな出費のことについても関連性があるものというふうに考えております。ですから、似たような市町村の同レベルの市町村の状況も鑑みながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○14番（堀 広子君） 同レベルということをございましたけれども、いずれにいたしましても、認定率がこんなに下がるということがどうしても皆さんにはいかななものかと、私自身もあまりにも低過ぎる認定率に驚いたところがございます。計算をしてみてもびっくりしたのですが、ギャップのあり方をもっと縮めて、たくさんの方が、それこそまた実態に合う形での枠を広げていただくことで、就学援助の対象者を広げていただくことで貧困対策にもなり、また、教育費の軽減にもなり、保護者の負担の軽減にもつながると思います。ぜひ、そういう意味では検討していただきたいと思っているところがございます。

当初予算だったかと思いますが、柔道着の費用が支給されることになりましたことは、教職員をはじめ民生委員の皆さん方が常々子どもたちに気を配って援助支援に努めていらっしゃることに私は本当に敬意を表するものです。憲法26条、全ての国民は、法律の定めるところによりその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する、このことを保障するのが就学援助制度です。残念ながら自治体の認定基準によりまして支給に格差が生じているのが実情であります。

財政において2005年、今から10年ぐらい前になりますが、就学援助の2分の1の国庫補助が廃止になりました。基準財政需要額に反映されるものと考えますが、財政課に確認いたします。歳入の総額に変化はないという認識で間違いありませんでしょうか。

○総務部長（脇田満穂君） ただいまの交付税算入につきましては、現在資料をちょっと持ち合わせておりませんので、確認がちょっとできないところがございます。

○14番（堀 広子君） では、2005年、2006年でしたか、国会での質問のやり取りの中でも明らかになっております、準要保護者に対する国庫補助が廃止されまして一般財源化されたのが2005年です。そのされた国庫補助金というのは、基準財政需要額に算入されることになったために、地方交付税の交付団体であれば国庫補助金の減少相当額分は地方交付税によって補填されることになり、原則として歳入総額に変化はないとされているというのが書かれておりますし、また、そのときは中山文部科学大臣だったと記憶しておりますが、そのように答弁されております。ということでございますので、歳入にきちんと地方交付税として入ってきているということが明らかでございます。

そういう意味で、財源はきちんと保障されているということもありますので、地方の裁量権ということがうたわれておりますけれども、しっかりと手厚く援助をするということを今後検討していただきたいと思います。

それから、そういう意味で生活扶助基準額が引き下げの中で、就学援助費に後退があってはならな

いということも申し述べます。

また、財政的にも先ほど来申し上げますように、しっかりと担保されている制度でございますので、未来を担う子どもたちの教育を受ける権利、これを保障するために制度の活用、充実を求めてまいります。この件については最後に市長、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 就学援助の事業については、従来も始良市においての受給者に対する手当ということについては、一定のルールでしっかり臨んできているというふうに思っております。今後についても、そのような形で図られるものと考えております。

○14番（堀 広子君） 3項目について、最後にお尋ねしますが、ご答弁では自治体の動向を見るところでございますが、全国平均、それから県の平均を大幅に下回っている状況でございます。早急に対応すべきだと思ふところなんです、県内で3項目を実施しているところはどこがありますか。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 申しわけありません。その3項目というのが、生徒会費、クラブ活動費、PTA会費でよろしいでしょうか。——はい。

先ほど少し言うのが足りなかったと思うのですが、算定基準の件数が、鹿児島市は1.35で、始良市の場合はいろんな実態に合わせた基準で認定してるということを申し上げましたけれども、始良市としましては、他市と同様に、例えば学用品費、通学用品費、それから、校外活動費、進入学用品費、学校給食費、修学旅行費、医療費等、これらの補助については、ほかの19市の中でもそんなに遜色のない、あるいは手厚い補助額となっております、非常にそういう意味からでは始良市は非常に手厚く見ているということが言えるんじゃないかなと思います。

加えまして、先ほど申し上げました武道のこともついて、ことしから始めまして、19市の中で7市しか取り組んでなかったんですけども、これをまた始良市が取り組むようになったということ。それから、先ほどご質問の中にもありましたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費についての試算なんですけれども、これが県下の市町村の中で1市だけが取り組んでおりまして、始良市がこの1市と同様に補助していくということになりますと、およそ1,000万ぐらいの予算がかかるんじゃないかなというふうに考えております。

○14番（堀 広子君） それはどこが取り組んでいるのでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 出水市でございます。

○14番（堀 広子君） 就学援助制度は、まさに教育費は無償とした憲法にのっとりた制度でございますので、認定の基準を見直し、そして多くの方が受けることができるように改善を求めて、次に移ります。

最後に、学校給食における地元産米の活用についてお伺いいたします。

今回、質問いたしましたのは、上名地区むらづくり委員会の方々の受託組合というのをつくってらっしゃいます。そこの方々のご意見をもとに今回質問させていただいたところでございます。

上名地区むらづくり委員会は、15年前に山田川の近くに農林産物の直売所として設立されました。地元でとれた新鮮な季節の品と女性部の方々の手づくりの品々を週3回販売されております。

また、米をつくれなくなった方の水田を上名農作業受託組合で米をつくって、陰干し米——名前で、清流米として直売されております。また、陰干し米は、ふるさとファンクラブの特産物の1つとしての県外へ送られております。

今、国が進める耕作放棄地解消に、自分の米づくりも行いながら、ことしは1町2反と言われましたが、1町2反の米づくりを行うことに規模を拡大されておられます。

先日、日曜日だから、21日ですか、地域の子どもたちと一緒に田植えも行い、大変にぎやかに行われたということをお聞きいたしました。その田植えに市長も参加されたということで、大変皆さん喜んでおられるようでございました。そういった取り組みも行われておまして、大変地域の方々、いろんな角度で努力をされてる、経営努力を一生懸命されてるというのが大変うかがえるところでございます。地元でできたお米を地元の子どもたちに食べさせたいという、こういう思いから学校給食に地元の陰干し米を使ってほしいということでございます。

昨年12月、地元の陰干し米を学校給食に1回ほど使っていたそうでございますが、生産者として、やはりこれは衛生面、そして、安全・安心の食材でなくてはならない、このことは十分認識されておられます。また、最近石抜き機械も導入されておられます。なかなか1回出しているけれども、赤字、赤字で大変厳しいと、経営も厳しいというふうにおっしゃっておられます。もっと回数を、1回、1回だけでもいい、2回、3回とふやすことができたらと、経営が安定して後継者もできるんだがと、こういうふうにおっしゃっておられて、その意気込みを感じたところでございます。ぜひ、始良市の学校給食に使えるように、前向きに検討はできないでしょうか。ご答弁をいただきました、これを見ましたら、今後検討し、地場産物の活用が充実するように取り組んでまいりますというふうな前向きな姿勢で受けとめていいのかなと、はっきりしませんので、再度お尋ねいたします。

○教育長（小倉寛恒君） まず、主食であります米、それからパン、これらについては県の学校給食会から主として供給され、もちろん県の学校給食会は業者に委託して提供されるわけでございます。

米に関して申し上げますと、基本的に鹿児島パールライスというところに県の学校給食会が委託するわけです。その中でBG無洗米と呼ばれる米、いわゆる精米をするわけです。BG無洗米というのは、水を使わない精米の方法でありますけど、その中で石の除去、それから樹脂の除去、ガラスの除去、金属の除去、こういった物、異物を一切除去していく精米の方法なんですけど、それが学校に提供されてくると、これが基本的に学校の給食で使われる米になってくるわけです。

今、加治木の田之神米、これはいわゆる陰干し米でありますけど、これは月3回くらい使われてます。約30%くらい使われているわけでございますけれど、これについてまずJAのほうに生産者のほうから提供いただいて、そしてJAで諸検査をしていただいて、それから給食センターに運ばれると。給食センターと給食室のほうでは、やはり異物が一切入らないことが前提でありますから、それからやっぱり徹底して異物除去にあたるわけです。そういうことにやっぱり取り組んでいるわけでございます。

そういうことで、やはり一般の農家からの米の供給というのは、ちょっとハードルが高くなっておりますけど、しかし、これは答弁の中でもちょっと抽象的に申し上げておりますけど、そういった生産者の方々と、それから学校給食の関係者と話し合いの場を設けて、お互いの情報をきちんと供給し

合うことによって、それは1回でなくても、例えば新米のころとか、そういうことにもご提供いただけるのではないかと思います。学校としては、そういった一切の異物が入るといことは最大のやっぱり問題であるもんですから、その辺は慎重にやっぱり対応しているということでございます。

○14番(堀 広子君) 異物の件、それから、価格の面、いろいろ述べられましたが、そういった意味では十分認識されておられます。ましてや昨年12月に、ふるさとファンクラブのほうにも出されているような工程を使って、学校の給食のほうに使っていただけたらということまでお聞きしておりますので、ぜひ、そういう意味では、今教育長が申されましたことはクリアできるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育長(小倉寛恒君) あと、細かいことを申し上げますと、やはり今、単独調理場の場合には、別棟を除いて8校あるわけです。別棟が1つ今つくりましたので2校2園です。8校ございますので、給食調理場も8か所あると。そこに配達してもらうというのがまず1つあるわけです。それと価格の維持。これは価格はそんなにそういった低廉なものではございませんので、恐らく生産者の方々も、ただそういった精米をする過程での慎重さを加えれば少しコスト的には上がってくるのかもしれませんが。あと、学校によって今単独調理場というのは献立が違いますので、それらをあわせたり、それから米飯の場合には、単独調理場の場合は、例えば4人体制の所に2人入れるとか、3人の所に1人入れると、いわゆる炊飯担当の方が米飯の日に入るわけです。その全体のシフトを組んでやっているわけでございます。始良市全体です。そのシフトを組むためには、例えば学校を半々に分けて、米飯をするほうとしないほうと、パンでやる場合と、2班ぐらいに分けてやらないと調理体制ができないのかもしれませんが、それは検討すればクリアできる話です。ぜひこれは前向きに生産者の方々と給食関係者の方と協議していただくことによってそれらはクリアできていくんじゃないかというふうに思っています。ぜひ積極的にそれは活用できたらというふうに思っております。

○14番(堀 広子君) 今おっしゃったもろもろの件につきましては、やはり生産者を含めて情報の共有を図りながら今後進めていっていただきたいと思います。耕作放棄地解消のために最初取り組んでこられましたところ、やはり地元の子どもたちにも地元の米を食べさせたいという、この思いで今一生懸命取り組んでおられますので、ぜひ給食のほうに地元のお米を使うように検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長(湯之原一郎君) これで、堀広子議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

(午後1時52分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時02分開議)

○議長(湯之原一郎君) 一般質問を続けます。

9番、犬伏浩幸議員の発言を許します。

○9番（犬伏浩幸君） 登壇

皆様、こんにちは。傍聴席の皆様、庁内でモニターをごらんになられている皆様、こんにちは。本日はおいでいただきまして、まことにありがとうございます。

議席番号9番、犬伏浩幸でございます。通告に従いまして質問をいたします。

質問の第1は、子育て支援についてであります。

本年4月より、子ども・子育て支援新制度がスタートいたしました。本市では、始良市子ども・子育て支援事業計画に基づいて、他計画と連携しながら柔軟に計画を推進していくと認識しております。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

（1）子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について。

1つ、本市におけるニーズの特徴は何かをお伺いいたします。

2つ目、施策にどう反映されたかをお示しく下さい。

（2）障がい児支援施策について。

1つ目、障がい児を取り巻く環境についての認識をお伺いいたします。

2つ目、保護者等のさまざまな声をどのような施策で取り入れたのか、お示しく下さい。

3つ目、関係機関との連携についてお伺いいたします。

（3）各事業所からの要望や課題とその対応策をお示しく下さい。

（4）市立幼稚園・保育所の今後の運営のあり方について方向性をお伺いいたします。

次に、ICT利活用についてであります。

ICTを効果的に活用することによって、さまざまな地域課題の解決や地域活性化が期待されております。

そこでお伺いいたします。

（1）本年、市のホームページがリニューアルされました。市民からの評価、また課題と解決策をお示しく下さい。

（2）ビッグデータ、オープンデータを活用推進することにより、市民サービスの向上や地域経済の振興発展につなげる試みが行われております。

1つ、本市における活用推進状況をお伺いいたします。

2つ目、始良市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定にあたり、どのようなデータを活用しているのか、お示しく下さい。

以上であります。

○市長（笹山義弘君） 登壇

犬伏議員のご質問にお答えいたします。

1問目の子育て支援についての1点目の1番目のご質問にお答えいたします。

市におきましては、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、市民の子育て支援に関する生活実態や利用意向を把握するために、市内のゼロ歳から小学4年生までの無作為に抽出した児童を対象に、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施いたしました。

その結果について、特徴的なものを幾つか挙げますと、現在就労していない母親の就労意向につい

ては、就学前児童、小学生ともに約80%が就労を希望しており、就労形態としては、パートタイムの希望が80%前後となっており、就労意欲は非常に高くなっております。

また、保育所や幼稚園などの平日の定期的な利用希望については、認可保育所が一番多く、幼稚園、認定こども園の順であります。

さらに、平日の放課後児童クラブの利用意向については、就学前児童では、低学年での利用を希望するものが約48%、高学年での利用になると約25%と下がっております。

2番目のご質問についてお答えいたします。

このニーズ調査結果等を踏まえ、策定しました子ども・子育て支援事業計画では、男女が共同し子どもを安心して生み育て子どもが健やかに育つまちづくりを基本理念とし、子ども・子育ての将来の姿を実現するために、未来を担い、創造する子どもたちを育むなどを基本目標として各種事業を推進する予定としております。

主な施策としましては、教育・保育施設の充実と地域子ども・子育て支援事業の充実を掲げております。施設の充実では、認定こども園や幼稚園、保育所などにおける幼児期の学校教育・保育の需要量及び確保の方策を実施年度ごとに設定いたしました。

子育て支援事業では、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、放課後児童健全育成事業などの需要量及び確保の方策を実施年度ごとに設定し、事業の推進や質の向上を図ってまいります。

2点目の1番目のご質問にお答えいたします。

本市における障がい児の実態につきましては、本年6月1日現在における療育手帳所持者数638人のうち、18歳未満が140人で21.9%、身体障害者手帳所持者数4,040人のうち、18歳未満が92人で2.3%の割合となっております。

障がいのある子どもは、その特性から個別の課題を抱えており、障がいに応じた適切な支援が必要です。また家族が子どもの障がいを受けとめることは容易ではありません。

子育てに対しての不安や負担を感じる事が多く、そうした感情に寄り添い、家族がその子なりの成長に気づき、子育ての力を高められるように支援の質、量の充実とともに、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の方々が障がい児に対する理解を深め、協働して温かく支援していくことが求められています。

2番目のご質問についてお答えいたします。

市におきましては、障がいや発達に心配のある児童と家族に対する支援等について、協議検討する場として自立支援協議会に子ども部会を設置しております。この部会は、保護者や通所支援施設から寄せられたさまざまな声や課題を協議する場としても機能しており、本年4月には、療育に悩みを抱えている方々の要望を受けて、療育支援ガイドブックを作成したところであります。

3番目のご質問についてお答えいたします。

保護者の多くは、特に子どもの成長に伴う環境の変化に対し、不安を抱くものでありますので、保育所、幼稚園等への入園や小学校への入学など、大きく環境が変化する時期を捉えて、乳幼児期から子どもとつながりのある保健師などをはじめ、保育所、幼稚園、学校等の関係者が継続的に連携を図り、その不安を和らげる取り組みに努めているところであります。

また、子ども部会は、療育期間をはじめ、特別支援学校や県地域振興局、県こども総合センター、市職員など、障がい児支援に関する各分野の職員等で構成されており、個別のケースを検討しながら連携を図っております。

さらに本年度から、保健福祉部として組織再編したことに伴い、健康増進課、子育て支援課、子ども政策課など、これまで以上に連携して対処してまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

障害児療育施設等からは、障がい児やその疑いがある子どもに対して、早期発見・早期支援や身近な地域で安心して療育が受けられる相談窓口の支援体制の充実が求められております。

本市の相談支援体制としましては、昨年7月に開設された児童発達支援センター虹の家において、児童発達支援や放課後等デイサービスのほか相談支援を行い、地域における身近な療育の場である基幹センターとしての役割を担っていただいております。

今後におきましても、当該支援センターを中心として、療育関係機関との連携をさらに深め、障がい児、またその保護者等の支援の充実に努めてまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

現在、市立幼稚園は、加治木・錦江・帖佐・建昌の4園、市立保育所は、帖佐・重富・加治木・小山田の4所と認定こども園の大楠ちびっ子園であります。

本市においては、子ども・子育て支援新制度における教育の確保量は充足しておりますが、保育の確保量はまだ不足している状況であります。

市立幼稚園では、課題でありました完全給食について、本年4月から4園全てにおいて実施し、3歳児保育については、加治木・建昌・帖佐の3幼稚園で、預かり保育については、錦江幼稚園において実施したところであります。

このような改善などを講じたことにより、市立の4幼稚園の充足率が向上し、幼稚園教育を望む保護者のニーズにお答えできているものと考えております。

今後の運営の在り方につきましても、それぞれの幼稚園の特色を生かした公教育としての幼児教育に努めていきたいと考えております。

また、市立保育所につきましては、ハード面においては、建物の老朽化や駐車場の確保などの課題が出てきている状況であります。ソフト面では、児童虐待やDVなど、要支援家庭が増加している中で、連携のとりやすい公立保育所が受け皿になっているなどの実態もあることから、市立保育所の運営のあり方については、ハード・ソフト両面において現状や課題を分析しながら検討してまいります。

次に、2問目のICT利活用についての1点目のご質問にお答えいたします。

今回のホームページのリニューアルは、合併当初の構築から5年が経過し、ユーザからの要望を踏まえ、大きく二つのコンセプトをもとに行いました。

一つ目は、使いやすさを追求する観点から、欲しい情報に速やかにたどり着ける検索力と視覚に訴えるデザインであります。

二つ目は、ホームページは、更新されなければ、ただの壁紙ですので、その意味から更新作業の操作性の向上であります。

主な改善点としては、トップページは、タブレットやスマートフォンなどのデザインを意識したボタンタイプのシンプルなものいたしました。また飛躍的にユーザがふえているスマートフォンからのアクセスも可能いたしました。

次に、情報の充実を図り、フェイスブックを利用した写真投稿サイトや申請書のダウンロードを集約しました。またコンセプトにもありますとおり、検索機能の充実を図るため、キーワード機能を強化し、イベントカレンダーや市内約900施設の地図検索を設けております。

本年2月1日の公開以来、ユーザの皆様からは、概ね好評を得ているところでありますが、いわゆるICT技術や情報は、日々刻々と進歩し動いているものですので、ユーザからの提案は今後も真摯に受け止め、システムの改修も含め、迅速に対応してまいりたいと考えております。

今回、構築したフィードバック機能で得た評価を速やかに関係部署が共有し、特にマイナス評価となった対象ページに関しては、その内容を精査し、分析・検証・改善に努めております。

また、生きた情報をタイムリーに発信するため、今回更新作業を主管課で行うことといたしました。担当者の更新作業研修会を定期的に開催し、スキルアップを図ってまいります。ブロードバンドの普及は、目覚ましいものがあり、理想的な情報手段であることから、高齢者の方も利用しやすいシステムや操作性の向上に引き続き努めてまいります。

さらに、市に限らず、社会全体の課題として、インターネットに馴染めない方々への情報発信を促進させるために、紙媒体と並行しながら、携帯電話等を活用した多面的な取り組みも図ってまいります。

2点目の1番目と2番目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市におけるビッグデータ・オープンデータの活用については、各地域が産業・人口・社会インフラなどに関して、必要なデータ分析を行い、各地域に即した地域課題を抽出し、対処できるように国が整備した地域経済分析システムを利用しております。この地域経済分析システムなどを十分に活用しながら、市人口ビジョン及び市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定してまいります。

また、今回、新たに市民に対して行うアンケート調査や、既に行っております市民満足度調査等のデータも活用していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○9番（犬伏浩幸君） 丁寧な答弁をありがとうございました。

それでは、順次再質問していきます。

まず、子育て支援についてであります。

（1）子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査についてですね。

今、ご答弁にありました女性の就労意欲、これは私も認識しているところでございますが、この調査結果、私、違うところに注目いたしました。

始良市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要というところで、これは、就学前の児童の調査、それと小学生の児童調査、二つに分かれております。

就学前調査結果の子育てについての悩み、問い、育児の悩みはどのようなことですかということで、1番目が経済的な不安・負担。そして続きまして同じ就学前の児童のお母様方ですが、始良市に対してどのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。1番目が保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減するというところで、経済的な支援というのを保護者の方々は強く思っていると、この結果からわかります。

これを踏まえて、この経済的な不安・負担、そして保育園、幼稚園にかかる費用負担について、どのようにお考えでしょうか。見解を伺います。

○市長（笹山義弘君） 一般論的になるかもしれませんが、国においても、子育て支援というところに力をシフトしているといえますか、これだけ少子化が進みますと、もう国が立っていきません

ので、そういうことで子育て支援に力をシフトしていく。

基本的には、先日の答弁でも申し上げましたように、負担は応分にいただくとしても、やはり教育とか子育てというところは、国がやはり手厚く本来であればすべき事業であろうということを思います。したがって、今後いろいろな税のあり方等を含めて、その辺のところを国においてしっかり進めていっていただくべきではないかということは考えております。

○9番（犬伏浩幸君） この経済的負担の軽減について、子ども・子育て支援事業計画の中に、39ページです。真ん中ごろですね。

②経済的負担の軽減ということで、本市では、保護者の子育てにかかわる経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や子どもを対象とする保険診療による医療費の自己負担の金額を助成する子ども医療費の助成、障がい児に対する特別児童手当事業をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め充実を図りますというふうに書いてございます。継続的に進め充実を図りますということでございますので、この充実を図る部分についてももう少し詳しくお知らせください。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

経済的負担の軽減を図るということは、大事なことということに認識しておりまして、以前から医療費の自己負担の金額を助成する子ども医療費の助成につきましては、小学校入学前とかそのあたりであったのを、徐々に対象の方を拡大して支援をしているとそういうふうな状況でございます。

○9番（犬伏浩幸君） 医療費の助成について、今後、拡大する予定がございましたでしょうか。

○市長（笹山義弘君） どのぐらいの、今、小学6年生までとしているところでございますが、中学生に対してどうしていくかということに次はなつてこようと思っておりますが、どのぐらいの保護者の方々が医療負担をしているのかということも含めて調査しながら、どの時期で入れていくかということは、財政のバランスもありますので、そこを見ながら検討していきたいということで考えております。

○9番（犬伏浩幸君） 私も子育てをしておりまして大分お金もかかります。そういった意味で、県内一暮らしやすいまち、きょうも新聞に出ておりました。朝日新聞に、子育て支援が充実しているまちということで。外からも、始良市内のお母様、お父様方からも大変今注目を浴びている始良市だと認識しております。今後とも子育て支援の充実したまちということで推進していくことをご提案し、次の質問に入らせていただきます。

昨年12月に、先輩議員の一般質問のご答弁の中で、大楠ちびっ子園の入園に関して質問があり、その答弁で、蒲生地区に居住する保護者の児童の入所については配慮する必要があるものと考えておりますとお答えしておられます。そのことを受けて、今度の4月ですかね、どのような対応をされたか、お伺いいたします。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

まず、ことしの4月の対応につきましては、後ほど担当課長のほうが答弁いたしますが、大楠ちびっ子園につきましては、今年度の予算で増築ということで、今作業に入っておりますので、来年4月

には、また定数が多くなるという形でございます。

ことしの4月の分につきましては、担当課長のほうが答弁いたします。

○保健福祉部子育て支援課長（黒木ひろ子君） お答えいたします。

大楠ちびっ子園につきましては、地元の方々を優先的に入所させていただいております。

以上です。

○9番（犬伏浩幸君） その地元の方々が優先ということでございますが、それは、例えば保育所でしたら入所選考選定基準表というのがございます。数値化する、就労しているとか、介護しているとか、それを数値化して、それでちょっと言い方はおかしいですけど、上のほうからどんどん入居していくということですね。

ちびっ子園の場合もそれを当てはめながら、地元を優先ということは、例えば点数は、地元ということで点数は高い点数をつけるとか、どういうやり方でやられるのかをちょっとお伺いいたします。

○保健福祉部子育て支援課長（黒木ひろ子君） お答えいたします。

保育所に入るためには、入所選考基準というのがございまして、共働きの家庭でありますとか、あと介護が必要な家庭でありますとか、そのようないろいろ育児休業中の方とかということで点数化しております。その点数化しているものを優先した上で、地元の方々が優先順位と、地元と同格での入所基準になります。（「誰が」と呼ぶ者あり）

申しわけありません。入所基準という基準は崩せませんので、もし基準の中で高い方が、ほかの地区の方がもし同じ基準、点数の方がいらっしゃったら、地元の方のほうを優先させて入所させていただいております。（発言する者あり）

○9番（犬伏浩幸君） そうすると、点数が1点でも低ければ、ちょっと入れない状況があるということですかね。

○保健福祉部子育て支援課長（黒木ひろ子君） 入所していただく中で、もう既に入所されている方は、もうそこが優先的にまずなりますので、新しい新規の方々の選考する際には、先ほど申しましたような基準になります。

以上です。

○9番（犬伏浩幸君） 確認です。新規の方が同じ点数だったと。そうした場合は、地元を優先することですかね。

○保健福祉部子育て支援課長（黒木ひろ子君） はい。そのとおりでございます。

○9番（犬伏浩幸君） そうしますと、やはり地元の大楠ちびっ子園に行きたいんだけど、入れないという方も出てくるわけですね。実際、私、相談というか、入れなかったよという方がおられました。

その方は、あるところに行かれたんですけれども、あんまり言うと、ちょっと個人情報で特定されそうなのであれなんですけれども、その方は、始良市外から引っ越してきて、蒲生に。それでやっぱり地元の保育園、幼稚園、大楠ちびっ子園に行きたいということで申請されたらしいんですが、そのときは定員がちょっといっぱいということで、それはしょうがないんでしょうけれども、やはり地域性というのも考えながら、今後していただきたいなと思いますが。

この選考基準表の中に指数調整表とかいろいろありますが、この中で融通がきかないものでしょうか。例えば、蒲生地区の人は15点プラスだよとか。例えばですね。そしたらもう点数が上がっていくわけですから、それが可能かどうか、お伺いいたします。

○保健福祉部子育て支援課長（黒木ひろ子君） その件につきましては、現在のところ、そのような加算する基準は設けておりません。今後については研究したいと思います。

○9番（犬伏浩幸君） ぜひ研究していただいて、地元の子を地域で育てられるような環境をつくっていただけたらなとそういうことをご提案いたします。

次にまいります。

障がい児の支援施策についてお伺いいたします。

答弁の中にもありましたが、家族が子どもの障がいを受けることは容易ではありませんということで、やはりお父様、お母様方、保護者の方々は、我が子のことをすごく思っていて大変ご苦労されている方もいらっしゃると思います。

そういった中で、私はある施設にちょっとお話を聞きに行つてまいりました。そしていろんな声を聞いてまいりました。そのことについて、それを中心に質問したいと思います。

基本的に始良市の障がい児支援施策、すごくいい施策をされているというお声でした。実際に障がいを持つお母様から聞いた話でですね。そこで中心的な役割を担っているのが児童発達支援センター虹の家ですね。こちらのセンターですけれども、利用料がゼロ円というふうに聞いたんですが、それはそのとおりでしょうか。確認です。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） 利用料につきましては、障がい福祉サービスの中での負担という形になりますので、所得に応じてという形になります。ですから、非課税とかそういう場合であれば、無料という形になります。

○9番（犬伏浩幸君） じゃあ私が聞いた方がたまたまゼロ円だったかですかね。その方は、経済的な負担がないということで、とても助かっているというお話をされていました。

その中で、やっぱり心配事というものもあるということで、この虹の家で療育をして、それで集団生活に慣れるためにいろいろ音楽療法とか、作業療法かな、いろいろ療育をして、保育園、幼稚園に行けるように、子どもが行けるように通っていたんですが、なかなか保育園、幼稚園の受け入れ先がないというお話でございました。そのことについて、受け入れ体制、現在どうなっているのか、お伺いいたします。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

障がいを持った方の保育園での入所の状況ということにつきましては、担当課長のほうから答弁させます。

○保健福祉部子育て支援課長（黒木ひろ子君） お答えいたします。

保育所における障がい児さんの受け入れ状況なんですけど、私どもの子育て支援課では、障がい児保育のために職員を雇用する経費の一部として補助を出しております。

その中で、現在障がい児を受け入れている保育所は、重度を受け入れている保育所が4園、軽度を受け入れている保育所が3園で、子どもさんについては、8人、今、受け入れている状況でございます。

以上です。

○9番（犬伏浩幸君） この職員配置の支援を今されているというお話がございました。こちらは、条例で決まっていたと思いますが——条例で決まっております。はい。

それで、それともつながるんですけど、小学校、中学校、きのう月曜日——19日の日に本村議員が質問をしていましたが、特別支援教育支援員の話が出ていました。小学校、中学校の。34人おられるということで。幼児教育・保育の重要性、今、声高に言われている中、やっぱり幼児期のその支援というのも大切であると思っております。

そういう意味で、この保育園等に加配保育士というんですかね、いわゆるこの基準があるわけですけども、これをもうちょっと緩和してほしいと。例えば療育手帳がなくても派遣してほしいとか、障がい者に認定されていなくてもその先生をつけてほしいという声がございました。そのことについてちょっとお伺いいたします。

○保健福祉部子育て支援課長（黒木ひろ子君） 今回の新制度においても、給付費の中に障がい療育支援加算というのがございまして、そちらのほうは、先ほどの療育手帳をお持ちの方とかっていうふうな方を受け入れることによって、加算をする制度がございまして。

始良市として、先ほど申しました障がい児保育事業につきましては、市の単独事業として行っている分でございますので、そこらの今議員仰せの件につきましては、手帳そこらを、現在は手帳等を基準に実施しておりますが、また内容等をよくお聞きしながら検討してまいりたいと思います。

○9番（犬伏浩幸君） 幼児期から小学校、中学校、高校、大学、また就労まで、一体的な支援が大切になってくると思います。

そこで、この連携ということでお伺いいたしますが、この児童発達支援センター虹の家ですね。保育所等訪問支援事業を行っていると思います。こちらについてどのようなことを行っているか、お伺いいたします。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

児童発達支援センターにつきまして、各保育所に訪問指導しております。その中身の詳細につきましては、担当課長のほうから答弁をいたします。

○保健福祉部長寿障害福祉課長（杉尾正一君） お答えいたします。

保育所等訪問につきましては、保育所等を現在利用というのを、障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を提供することによりまして、保育所等の安定した利用を促進をする事業であります。

以上です。

○9番（犬伏浩幸君） この事業も地域に根差したとてもいい事業であると思っておりますが、先ほど来、言っております幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学、そして就労、いわゆる自立まで一体的に支援していかなければならないと思っております。それもまた保護者の方々の安心につながるわけであります。

そこで、幼稚園、保育園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校と、その縦の連携についてお伺いいたします。

今現在、保育園、幼稚園等から小学校に上がるとき、どのような申し送りとか、もしあればお知らせください。例えばこの子はどういう療育を受けてきて、どういう特徴と言ったらおかしいですね。ことがあるというのを、小学校、または小学校から中学校、そういう申し送りをやられているのかどうか、お伺いいたします。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えいたします。

小学校に入学する前に、新入学前の就学時への対応といたしまして、前年度——前の年に市教委が行う内容なんですけど、8月に就学相談を行います。これは、希望者を対象にしておりまして、市内の幼稚園や保育所への文書を配付しまして依頼をしているところなんですけど、発達障害を取り扱う医療機関の、例えば南九州病院の先生であるとか、それから市内の療育機関、例えば虹の家の先生等にきていただいて、希望者を就学の相談をいたします。

そして、10月に就学時健康診断というのをいたします。こちらは、知能検査、視力、聴力検査、内科検診、眼科、耳鼻科、歯科、それから言葉の検査等をいたします。

また、その10月の結果をもとにしながら、11月にさらに就学相談を行いまして、今度は対象児をもとに、市内の幼稚園や保育所からの依頼があった対象者でありますとか、就学時健康診断の結果から対象者でありますとか、そういう子どもたちを保護者を集めて就学相談を行って連携を図っているところがございます。

また、各幼稚園や保育所には、アプローチカリキュラムとあって、小学校1年生に上がる前に必要なことをカリキュラムで組んでいただきまして、指導していただいております。

また、小学校1年生からは、今度はスタートカリキュラムとあって、小学校1年生からスムーズにつながるように考えているところがございます。

以上です。

○9番（犬伏浩幸君） いろいろな取り組みをしていただいているのがわかりました。県のホームページに移行支援シートというのがございます。

これを見てみますと、幼児、児童生徒への支援の充実を図るために、幼児支援シートを作成し、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校で活用してもらおうように取り組んでおりますということで、

これは本市においては活用されているのでしょうか。お伺いいたします。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えします。

この幼稚園、保育所、それから小学校、中学校との間の中で、移行支援シートを活用しております。以上です。

○9番（犬伏浩幸君） これは、いつからですか。もうずっと昔から、それとも最近ですか。時期を教えてください。ありがとうございます。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 申しわけありません。スタートのはっきりした時期がわかりません。すいません。ここ二、三年でございます。

○9番（犬伏浩幸君） このシートがしっかり活用されているのか、いないのか。もしいるんだっただよろしいんですが、なかなか活用がうまくいっていないなということがございましたら、その解決策等をお伺いいたします。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 各施設、各学校において、この移行支援シートについては、しっかりと引き継ぎを行っておりまして、お互いの教員同士が顔を合わせて、しっかりと個々に沿った支援の仕方について引き継ぎを行っているところでございます。以上です。

○9番（犬伏浩幸君） 引き続きこの使用を、シートを活用しながら、障がい児、または障がいを持つお母様方の支援に努めるようご提案いたします。

次の質問に入らせていただきます。

市立幼稚園、保育所の今後の運営のあり方についてお伺いいたします。

市立の幼稚園は、今後の運営のあり方につきましても、それぞれの幼稚園の特色を生かした公教育としての幼児教育に努めていきたいと考えておりますということで、引き続き運営していくという認識でございます。

私は、これ何が聞きたかったかという、今、霧島市、鹿屋市、保育所が民営化されております。鹿児島県でも80%ぐらいの保育所が民営化になっております。始良市におきましても、そういうことを検討しているのかどうか。

これを見ますと、答弁書から見ますと、建物の老朽化、駐車場の確保などの課題が出てきている状況であります。とございますので、民営化する、市内も含めて、今後例えば保育園のあり方検討委員会みたいのをつくって、保育所の今後どうするんだというのを検討するというのを、そういうお考えはございますでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 職員の体制ということについては、全体から見ていけないといけないということですが、きっかけとしては、庁舎建設に手がける、今、内部的なソフト面をいろいろと協議しておりますが、それを実際に活用するとなると、キャパが――器が要りますので、その時期も加味しながら

ら。そしていろいろなシステムを移行するについては行政単独ではできませんので、当然外部委員を入れた中で公正公平な立場で審議をいただくということが必要であります。

その中で、市の財政の状況とか、職員の体制とか等々も含めて協議なされるものだというふうに考えるところです。

○9番（犬伏浩幸君） 保育所の民営化って、時代の流れなんでしょうけれども、やはりこれは反対の声もたくさんある。しかし民間にできるものは民間でさせようという——しなさいという声もあります。なかなか難しい問題でございます。やはりあり方検討委員会等を設置して、これは少し時間をかけてでも話し合っていくべきものかなと思っております。

時期につきましては、あまり明言はされなかったですので、今後、庁舎内で検討して、またそういう方向性が出たらお知らせいただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

I C Tの利活用についてであります。

本市のホームページ、2月にリニューアルされて大変使い勝手がよくなったと思っております。また市長もフェイスブックをされていますが、写真投稿の始良市のきれいな風景をフェイスブックで発信したりとか、情報発信にも努めておられると思います。

そして答弁の中に、市内900施設の地図の検索を設けておりますということで、次の質問でオープンデータ、ビッグデータの話を出しておりますが、この施設の地図検索、これもオープンデータの第一歩なのかなと思っております。

そこで、このRESAS（地域経済分析システム）について、研修等あったと思います。説明会、研修会等ですね。それを受けた、研修会を受けたときのその地域経済分析システムについて、何か感想があればお聞かせください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

企画部の企画政策課長のほうで研修を受けてきているところでございますが、今回のまち・ひと・しごとの地方総合戦略を策定する上で、人口・経済、そういった全ての分析を行った相当量のデータであるということで、その取り扱いにつきましても、職員の登録制といいますか、そういった形でできないようなふうに聞いております。

以上でございます。

○9番（犬伏浩幸君） この地域経済分析システム、RESASと呼ばれておりますが、これは実は一般人でも見れるんです。活用できるんです。ただし企業間取引に関するデータだけは、自治体の方々しか見れない。多分担当の方しか見れないということなんですね。産業構造とか、人口動態、観光の人の流れなど、現状、実態を正確に把握する。いわゆるビッグデータというやつであります。

ビッグデータ、オープンデータ、ちょっと意味もわからない方もいらっしゃるかもしれませんが、これを使って、いわゆる地方版の総合戦略をつくらうよという国からのお達しであります。

ビッグデータのRESASを活用して、K P Iを設定し、P D C Aサイクルで回す。ちょっと意味がわからない、横並びみたいな感じですけども、要は地方創生、今までそれぞれの地域でやってきたと思います。名前が地方創生というだけで。今年の今ごろですかね、地方創生という名前が出てき

たのは。その前は、ローカルアベノミクスとか、何かそんなような名前だったと思います。

ただ、今回、このビッグデータ、RESASによって客観的なデータを見て、その政策立案するというこの客観的な分析というところが、また新しいところなのかなと思っております。

本市におきましても、いわゆるオープンデータ、公共の情報をデータ化して、民間が使いやすいようなデータで提供してもらって、それを使って地域の経済の活性化、また政策面では、市民価値の向上ということにつなげていければいいのかなと思っております。

このオープンデータについては、ぜひ調査研究していただいて、始良市の発展のために活用していただければと思っております。

このことについては、また私は追っかけていきたいと思っておりますので、楽しみにしておいてください。
(「はい」と呼ぶ者あり)

以上で質問を終わります。

○議長(湯之原一郎君) これで犬伏浩幸議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。
10分程度とします。

(午後3時01分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時09分開議)

○議長(湯之原一郎君) 一般質問を続けます。

6番、谷口義文議員の発言を許します。

○6番(谷口義文君) 登壇

第2回定例会最後の質問者になりました。最後まで傍聴をいただき感謝申し上げます。

早速質問に入ります。

1問目、道路改良について。

要旨の1、この件に関しては、前にも質問しているが、住民からの強い要望もあり、再度質問する。

旧こうか跡地の中心を通る市道南加祢ヶ原線は、旧10号線と交差しており、始良公民館グラウンドの横を通り、JA、イオンへと続く利便性の高い道路である。菅原線から、また踏切方面からの車両も多くなり、この道路の利用者もふえてきている。だが、途中の道幅も狭く、鋭角に曲がっている箇所もあり、危険性が高く事故につながりかねない。南加祢ヶ原線から菅原線へ道路を広くすることにより、ますます利便性も高くなり安心して通行できる。交差点協議も含め、その後の検討はなされているのか。

要旨の2、イオン開業に向けての周辺道路改良についても問う。

2問目、公園のあり方について。

先月の議会と語る会でも、住民から要望として出された公園のあり方について問う。

近年、公園では、ゲートボール、グラウンドゴルフほか野外でのスポーツが盛んになり、健康に対する住民の意識は高くなってきている。しかし、所によっては、公園としての利用(子どもたちのためも含む)が押し出され気味になってきている。本来あるべき公園とは、対策(諸々の公園でのスポー

ツ) も含めて問う。

3 問目、防災無線について。

梅雨時期に入り、今後の大雨洪水土砂災害、また台風シーズンにおける情報等は、住民にとっては一番の関心事である。しかし、所によっては、放送している内容が何を言っているのか、不明瞭で聞き取りにくいとの声が多い。果たして防災無線の機能を果たしているのか。住民に正確に伝えるための対策はあるのか。

4 問目、危険住宅について。

危険住宅の移転事業として、がけ地近接等危険住宅移転事業の補助制度が、28年以降実施されるが、補助対象である昭和46年8月31日以前の住宅の該当数は何戸か。また1戸については、補助限度額が決まっているが、補助額の総額はどのぐらいを想定しているのか。その根拠は。また申込期限は本年9月30日までとなっているが、期間が短いのではないのか。空き地等（法律）との関連は。

以上、伺います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

谷口議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の道路改良についての1点目のご質問にお答えいたします。

平成25年第3回定例会において、ご質問をいただいた農道並木口線につきましては、24年度から25年度にかけ、旧10号線沿いのローソンから市道菅原線に向けて、約180mの改良工事を実施したところであります。

平成25年度に供用開始された市道南加柵ヶ原線、終点側に接している一部未改良の本農道に、最近では、松原地区からの交通車両が以前より増加傾向にあることから、通行の安全性や利便性に伴う道路改良工事の必要性は高いものと考えております。

今後も実施計画や実施事業の優先順位等を考慮しながら、引き続き関係行政機関と協議、検討するように指示しているところであります。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

イオンタウン周辺の道路整備につきましては、湯川議員のご質問でお答えしましたとおり、桜島スマートインターチェンジにアクセスする市道鍋倉触田線、サービスエリア北線、雨乞線の用地・補償調査を現在実施しており、本年度、高速道と接続するランプ周辺の整備工事に着手する予定であります。

また、イオンタウンから国道10号へ通ずる市道森船津線、イオンタウン北側の市道鍋倉触田線、下深田北線については、現在早期完成に向け施工中であります。

次に、2 問目の公園のあり方についてのご質問にお答えいたします。

公園は、住民が屋外において休息、遊戯、運動、その他レクリエーションに利用するとともに、都市環境の整備、改善、災害時の避難地として利用される公共空地となっており、その機能を十分に發揮されるよう公園の体系を考慮して、適切な規模のものを適切な位置に合理的に配置するものであります。

近年盛んになっておりますグラウンドゴルフなどにより、子どもたちが公園から押し出され気味になっているとのご指摘については、公園を利用される団体などに対し、子どもからお年寄りまで、市民の皆様の公園であることの啓発を行いたいと考えております。

また、公園使用許可申請があった場合は、土曜日、日曜日など、学校が休みの日を考慮して、許可の調整も引き続き行っていきたいと考えております。

次に、3問目の防災無線についてのご質問にお答えいたします。

さきの田口議員のご質問にもお答えしましたとおり、本市の同報系防災行政無線については、始良地区が平成7年度、蒲生地区が8年度、加治木地区が25年度に整備を行っております。

始良・蒲生、両地区については、設置から20年が経過しようとしており、宅地開発が進んだことによる住宅分布の変化、住宅の気密性の向上などを背景に、防災行政無線からの音声聞き取りにくい地域があることは承知しております。防災行政無線の果たす役割として、情報を広範囲に迅速かつ正確にわかりやすく伝達することが重要であると認識しております。

災害時に全ての市民に防災行政無線を用いて、情報伝達することは、自然環境、社会環境の変化などにより困難な状況であります。市といたしましては、情報伝達手段の多様化に取り組んでおり、防災行政無線から放送する情報については、市防災・地域情報メールでも配信し、緊急情報については、NTTドコモ、au、SoftBankの携帯電話、大手三社の緊急速報メールを、またMBC南日本放送のデータ放送では、文字による情報発信をしております。

今後、コミュニティFMの設置も検討しており、情報伝達手段の多様化を図ってまいります。

次に、4問目の危険住宅についてのご質問にお答えいたします。

がけ地近接等危険住宅移転事業の該当戸数は、平成24年10月実施の実態調査時点で981件となっております。この事業は、国・県の補助を受け実施し、補助総額については、危険住宅の撤去などの費用や住宅建設などにかかる金融機関からの借り入れ利子相当額であります。

補助限度額は、除却等費で80万2,000円、建設費457万円、土地取得費206万円、敷地造成費59万7,000円であります。

なお、この事業については、年2回、広報紙による事業内容の周知を行っており、基本的には1年を通して申請は受け付けておりますが、次年度の国・県への補助金要望が毎年10月に締め切られるため、9月を次年度の申込期限としております。

補助対象となる住宅は、崖地の崩壊、地滑り等のおそれのある危険住宅に居住する住民が、安全な場所に移転するための経費を補助する事業であり、申請時点での空き家は該当いたしません。

以上で、答弁を終わります。

○6番（谷口義文君） まず、この1点目の道路改良であります。この件に関しては、やはり来年春のイオンの開業に向けての周辺道路整備の一環として質問をしております。

皆様ご存じかと思えますけど、旧こうか跡地に今造成されて住宅がほぼでき上がりました。あの真ん中に南加祢ヶ原線というすばらしい道路が通りました。おかげで交通量が物すごく多くなりました。ところが、菅原線に行く途中が狭い。そして鋭角に曲がっている。いつ事故が起こるかかわからないというような状況であります。

確かに通行量が多くなりました。なぜかというと、旧10号線に信号が一つ、それから商工会のほうから前を抜けて、グラウンドの横を抜けて、JA、右にスイミングクラブ、もう次はイオンというふうに行く道路になっておりますから、非常に便利で利便性が高いということです。

菅原線ができて、錦原方面へは非常に便利になりました。松原方面、警察署方面には非常に便利になりました。また宮島線が開通したことで便利にはなりましたが、非常にこの通りが多くなっ

た。もう踏切から松原方面から、鹿銀の前へ抜けて市役所の前、10号バイパス、JAの前に抜けて非常に多くなった。この道路も、いずれはイオンができることによって利用される道路だと思いますけれども、非常にここは多い。

帖佐駅前から旧10号、バイパスへ行くこの道路は、やはりバスが通る。そして通勤・通学、子どもたちが通る。ここはそういう道路です。この今、私が道路改良の質問をしていますこの道路は、松原方面、松原上方面、または菅原線からイオンのほうへ乗り入れる、行くのには、もう一番最短で一番便利である。ぜひこの道路を改良してほしいということでもあります。

答弁書によりますと、私が前回質問しておりますから、その後、相当な検討がなされたと思っております。答弁書によりますと、通行の安全性や利便性に伴う道路改良工事の必要性は高いものと考えておりますと、検討するよう指示しているところでありますと、非常に前向きな答弁で評価しております。

そこで、市長、この道路改良について一言。

○市長（笹山義弘君） この道路改良については、民間の開発でありましたけれども、私としましては、市全体としてのこういう住民の増加ということでありましたので、そういう中で整備をしたところがありますが、その後イオンの話が出てまいりました。

そういうことから、最初、当初計画した時点と大きく背景が変わってまいりましたので、そのことは急がないといけないということではありますが、何せ農道としての整備と今度はつなぐとなると、市道になりますので、そこの取り合い。そして交差点協議、大変難しい課題がございます。

そのことから、慎重に関係機関とは協議をしないと、なかなか下手に出しますと、許可がおりないということになると大変なことがございますので、しっかり許可の出る形でどのような線形をつくれればいいのか。水路等も関係してまいりますので、その辺のところはちょっと悩ましい問題であります。あと、ほかとの財政とのバランスといえますか、そこもでございます。

ですから、優先順位をどのようにつけていくかということについては、議会の皆様方のご協力もいただきながら、そういう環境ができれば踏み込んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○6番（谷口義文君） 今、市長の答弁にあったような問題等もあろうかと思えます。非常に利便性の高い道路になりますので、しっかりと計画を立てて協議を重ねて、早期に実現ができるよう要請しておきます。

次に、イオンの周辺道路整備ということで、さきの議会で質問しておりまして、建設部長がしっかりした答弁を書いてくださっておったんですが、聞くのを忘れておりまして、きょうは、ちょこっとだけお聞きしたいと思っております。

いろいろと市道の整備工事ということで、ここにこう答弁がしてあるんですけども、この道路の整備は、もう来年イオンが開業するまでには、必ずできるわけですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） イオン周辺の道路改良は、鍋倉触田線、それから森船津線、それと下深田北線につきましては、来年度3月までには完成いたします。

○6番（谷口義文君） このほかに、建設部長、まだまだイオン開業に向けて、来年1期工事が終わり、再来年春には2期工事が完成して、いよいよ本格的なイオンができ上がるわけですがけれども、まだまだこのほかに道路改良も一緒になってくるんじゃないかなと思うんですがけれども、その辺の今後の道路改良の計画とかいうものは、まだあるわけですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） このイオンの開業に向けてというふうな道路改良というのは、市といたしましては考えていない。といいますのは、これは、都市計画法の開発行為に伴いまして、イオンというのが設置されるわけですので、周辺道路は、本来であれば、今イオンが工事をしております下深田北線、あるいは鍋倉触田線のように、この開発者が改良するというのが本来の姿でありまして、私ども、今、市が行っております森船津線に関しましては、もうイオンの進出が決まる前から行っている工事でございます。

それもイオンが開業するにあわせて、私どももあわせて工事のほうは急いでいる。というのはあることはあるんですがけれども、前に湯川議員の質問でもありましたように、高速のボックスカルバートを早急に広げるとか、そういうのは今のところ考えていないというふうな状況でございます。

○6番（谷口義文君） イオンの開業のためということじゃなくて、道路の改良は、始良市民の今後のためになるし、始良市の発展のためになるわけですから、今後も引き続きまた道路改良にはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それともう一点、部長、市役所の前からバイパスを抜けて、JAを抜けてボックスカルバートがありますね。湯川議員の質問でもありましたけれども、あの前の信号を、あそこの道路改良はどうなるんですかね。あそこは1台右折車がおると、もうほとんど行けない。直進車は。それで今、左側にローソンがありますね。ローソンが。あの信号。もうあそこは大渋滞する。もうあれはネックで仕方がない。1台右折車がおれば、直進ができない。

○建設部長（岩穴口弘行君） 今回の森船津線の改良に伴いまして、右折車線というふうな形で車線の一つふやす工事計画でございます。

○6番（谷口義文君） その件は、了解いたしました。

それでは、大体いい回答をいただきましたので、次に移ります。

2問目の公園のあり方というものについて質問いたします。

なぜ公園というものについて質問をするかということ、先月、議会と語る会がありました。ある地区のある方がこういう質問をされました。市の公園使用については、土曜日は子どもたちが使えるように条例をつくってほしいと。これは土曜日だということですがけれども、日曜日を含めたということだろうと思っておるんですがけれども、要するに質問の要旨で書いておりましたように、子どもたちが遊ぶ場というよりも、ほかの利用が多いということの中で言われたことでしょう。

私も、昨晚、公園とはどういうことなのかと辞典を引いてみました。こう書いてありました。人々の憩いの場としてつくった庭園や遊園地だと、そういうことです。公園ですね。これは辞典に書いてあるだけの公園ですよ。

ここでちょっとお聞きしますがけれども、今、私の近くの東公園、その西公園、池島公園、思川公

園がありますね。ああいうグラウンドゴルフ、ゲートボールもできるような市が管理している公園というのは、幾つありますか。

それと、そのまま続けて、そしてそこで日常グラウンドゴルフ、ゲートボールがされている公園は、幾つありますか。まずそのことだけを。でないと、私がゲートボール、グラウンドゴルフを否定しているわけじゃないんですよ。否定しているわけじゃないけれども、このことをお聞きしないと質問が先に進まないから、まずそこをお聞きしたい。

○建設部次長兼都市計画課長（上原一美君） お答えいたします。

グラウンドゴルフをしている公園は……（「公園全体」と呼ぶ者あり）ええ。全体ですね。（「全部」と呼ぶ者あり）全体では、26か所の公園で、今グラウンドゴルフをしているようであります。（「はい。んっ」と呼ぶ者あり）

全体の公園は、148か所ございます。全てがグラウンドゴルフができるぐらいの広さがあるわけではありませんので、そのうちの100か所ぐらいはできるのではないかと。グラウンドゴルフについては、希望場所等を選ばないといえますか、狭い場所でもやれますので、そういうところはそれなりに、そういう狭い場所でもやっておられるところですよ。

○6番（谷口義文君） 高齢者の方々が、グラウンドゴルフ、ゲートボールをやられるのは、健康のため、またはいろんな認知症の予防にもなりますし、非常にこれはいいことだと思って別に否定しているわけではないわけですが、今この公園の中で、グラウンドゴルフ、ゲートボールをされている方々がいらっしゃいますね。地域の自治会の方々、またはいろんな団体の方々、そういった方々は、この公園でそのことをすることのための公園の使用許可申請というのを出されているわけですか。まずそこ。

○建設部次長兼都市計画課長（上原一美君） その公園を……（「上原次長、もうちょっとマイクをちょっと上げて」と呼ぶ者あり）公園を占用といいますか、その団体に、もうその時間帯を使うということになりますと、使用願を出してもらって使用してもらってございまして、それ以外では、ただ少人数で何といいますか、ぶらっと来てちゅうか、その公園で誰と遊ぶだけというようなときには、使用願を出してはいただけません。

○6番（谷口義文君） 私は、どうも耳が遠いから聞き取りづらい。ようわからなかった。今のは。

それなら答弁書をちょっと読みますね。公園の使用許可申請があった場合は、土曜日、日曜日など学校が休みの日を考慮して許可の調整を引き続き行っていきたくて考えておりますということは、これはどういうふうに理解するんですか。私はどうもわからない。

ちょっと待って。土曜日、日曜日など学校を休みの日を考慮して許可の調整を行っていくということは、土曜日、日曜日も、その方たちは、グラウンドゴルフ、ゲートボールで使ってもいいということなんだな。そういうことでしょうか。使ってもいいけれども、土曜日、日曜日、学校が休みの日を考慮して許可が出されたときは調整するということでしょうか。そういうことですね。それで、今まではそれでどうなっとったわけ。土日は。どうもわからん。

○建設部次長兼都市計画課長（上原一美君） ちょっと言い方が悪かったんですけどね。公園を使用される場合は、使用願を出されて使用されるんですけど、その使用といいますのは、もう決まった時間の決まった場所をその団体が使うということでの使用願なんですよ。

それについては、今もその土日のですか、許可等については調整をしております。それ以外で、やっぱり使用される方もおられるもんですから、そこについては、ちょっとそういう使用はできないところですよ。

○6番（谷口義文君） これは、まずそもそも原点に戻ってちょっとここだけをお聞きしたいんだけど、始良市の公園の使用の云々というこの条例があるかと思えますけど、私は内容を読んだこともないけれども、始良市の公園では、ゲートボール、グラウンドゴルフはしてもいいわけ。してもいいというふうになっているわけ。

○建設部次長兼都市計画課長（上原一美君） 広場の使用は、してもかまいません。

○6番（谷口義文君） やっぱり住民から、子どものことを考えてのものがありませんから、子どもの遊び場としての公園。私が最初に読んだでしょう。公園とは、人々の憩いの場としてつくった庭園や遊園地という基本を忘れずに、子どもたちが土日にしっかりと走って回ったり、ブランコをしたり、鉄棒をしたり、ベンチに座って話をしたりとするのが公園としてのあり方だと私は思ってたもんだから、どこかで不思議な違和感を感じとったわけですよ。今まで。

なぜかちゅうと、いろいろと通るでしょう。公園がある。そしたら見かけるでしょう。いろんなことを。そうしたときに子どもたちが遊んでいますか。遊んでいないでしょう。だからそこを私はこの住民の方は質問をされたと思う。あえて私も知らなかったからこの件についてきょうは質問しますが、じゃあどうしようかということだから。土曜日、日曜日は、もう子どもたちのために使うようにするというのはどうですか。公園は全部。（「それはできません」と呼ぶ者あり）それはできないの。（発言する者あり）

○建設部次長兼都市計画課長（上原一美君） 公園のあり方ということで、お年寄りから子どもさんまで、みんなでそういう憩いの場としての公園ですので、その土日だけ使用制限するちゅうふうなことは、ちょっとできないと思います。（発言する者あり）できません。

○6番（谷口義文君） ちょっと聞き取れなかったが、市長、ちょっと説明してください。どうもわからん。

○市長（笹山義弘君） 担当課といたしましては、グラウンドゴルフとか、いろんな使用目的に使うための公園であるということから、その制限を土日に、子どもだけということはなかなか難しいという答弁であります。

私といたしましては、そういう公園の設置の趣旨に基づきまして、やはり広くいろんな方々が使っていただくということであろうと思いますが、今そこのご指摘をいただいた住民の方については、調整ができるんじゃないかというふうに思います。

したがいまして、子ども行事等々をよく聴取いたしまして、そしてその公園の使用のあり方等については、原課がしっかり調整すればできるというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○6番（谷口義文君） 私も狭い考えでこう質問しておりましたけれども、今度はこういう質問もできるんですよ。であれば、公園でゲートボール、グラウンドゴルフをするんじゃなくて、専用をつくれちゃ。そうでしょう。グラウンドゴルフ、ゲートボールができる競技場をしっかりと市が整備しなさいと。そういうことだって質問してもいいわけですけども、そこまでは、きょうはしませんけどね。

いや、そうですよね。いや、そうですよ。公園のあり方を問うているわけだから。公園のあり方の中でそういうものがあるということであれば、ほかにつくれよと、そういう住民の願いが質問が出る前に、しっかりと高齢者ができるグラウンドゴルフ、ゲートボール場をつくりなさいというのは、また次にやりますが。

それでは、防災無線について。まだ時間がありますね。

これは、田口議員も質問しているんですけども、この防災無線の件も、議会と語る会で須崎地区の2名の方から質問が出ました。

まず1点、防災無線が山びこのようになって聞こえにくい。対処してほしい。2人目の方は、松原地区は男性の声、須崎地区は女性の声である。同時に同じ内容を話すとき、話すスピードも違うし、男性、女性の声が重なりとても聞き取りにくい。改善してもらいたいというぐあいに、しっかりと住民の方からの声が出ているわけです。

そして答弁書にもこう書いてあります。防災行政無線からの音声聞き取りにくい地域があることは承知しておりますと。そういうことですね。そうですね。じゃあ承知しているんだったら、これは、須崎、私のうちも聞きづらい。どのくらい聞きづらいという声がありますか。始良市で。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

防災行政無線からの音声聞き取りづらい地域にありましては、始良地区にありましては、松原地域、それと上場の一部、それと先ほど言われました加治木地区の須崎、そういうところは聞き取りづらい場所だと感じております。

○6番（谷口義文君） なぜ聞き取りづらいかという中で、始良地区が平成7年、20年経過、蒲生が平成8年、19年経過、加治木地区が25年と整備を行っている。住宅が建て込んで、住宅分布の変化とか、住宅の気密性とかいわれるようなことで聞き取りにくくなったというのも、一つは一因でしょう。

そして、答弁書を見るとこう書いてある。全ての市民に防災行政無線を用いて情報伝達することは、自然環境、社会環境の変化などにより困難な状況にあると。困難な状況にあるのであれば、今私がさきに言うた地域がありましたね。そのところに聞き取りやすい機器を入れたらいいじゃないですか。まずそこから始める。そうでしょう。

なぜかちゅうと、人は目で見て耳で聞くわけですよ。それでここに書いてあるメールが云々とか、メールなんていうのは年寄りがやりますか。若い人たちだけでしょう。伝達方法は。それで若い人は市外へ出ていっていますがね、働きに。それでうちに残っているのは、高齢者。火事があった、徘徊で安否情報の確認、台風の情報、雨の情報、地域におけるのは高齢者ばかりですよ。それで高齢者が

メールでどうのこのやりますか。やっぱり耳で聞く防災無線の声が一番、私は伝達方法としては身近なものだろうというふうに思っております。

お金がかかるかもしれない。この私が言うように聞き取りやすい機器を間隔を短くして、聞きにくい、聞きづらいところにやっていくのもお金がかかるかもしれないけれども、聞きやすいところ、聞き取りやすいところもあれば、聞き取りにくいところがあるのは不公平ですがね。だってあれですよ。聞き取りにくいっていう、こうやって住民の声があるんだから、そんなら声はそのまま無視しておきますか。

そして、須崎の人たちは無視しておく——市長はいいですが、無視しておくし、そのまま放っておきますか。こういう人たちに、じゃあメールでもしないさいよち、ほかの手段があるでしょうち、そっちをやりなさいち言うても、年なもんがそこまでやりませんよ。

だから、やっぱり聞こえないところを承知しているのであれば、少しでも聞こえるためのやり方を考えてくれというのがこの質問ですから、そういうことです。

○市長（笹山義弘君） 今、加治木地区も、平成25年に整備をしておりますが、その運用のやり方等々について、例えば火災通報が聞こえにくいとか、それから放送内容が重なって聞こえにくいとか聞いております。

そういう中で、今、声が重ならないようにということで、拡声子局を時間をタイムラグでずっとやるというやり方をしておりますが、そのために声が輪唱みたいに追いかけるということもあるようであります。

したがって、この運用のやり方を、まず試験電波ですというような試験放送ですという断わりは必要だと思いますが、そういう中で、どうして鳴らすのが地区地区で聞こえやすいかということもしていく必要もあろうと思いますし、またその放送があったとき、皆さんは気づかれるのは、子局から放送しているというのは気づいていただいているみたいですよ。すぐ窓をあければいいんでしょうけれど、気密性の関係で聞こえにくいとかあるんですが、そうしたときに、今はできるだけ登録の方については同時にメール発信をしておりますので、何かあるなしたときは、大事なときにはメールが必ずその後、追いかけて出ますので、このことは、年を召された人も、従来の形態であっても音が鳴って大きく文字が出ますので、その点については活用ができるのではないかとというふうに思います。

したがって、この運用のあり方等々、そしてどうしても運用で補足しきれないところをどうするかということについては、今後考えていきたいというふうに思います。

○6番（谷口義文君） 一つだけちょっと教えてください。

このコミュニティFMの設置も検討しているという答弁がありますが、コミュニティFMというのは、そう聞こえるようになるんですか。みんな市民は、それも答弁をちょっとお願いします。

○市長（笹山義弘君） これは、成功事例としては、奄美のほうにFM局がございます。それでFMラジオですけれども、エリアを限定して、始良市内だけを対象に放送をかけます。そうはいつでも、ちょっと飛び過ぎたり、届かなかつたりもありますが、そのことは何をしたいかということですが、行政として皆様にお知らせするのに、一番活用いただいているのは広報紙でございます。広報紙は実によく見ていただいている。

ところが、そういう今、放送などもかけるんですが、なかなか聞こえにくいということがあります。特に大雨時、それから台風のときには閉め切りますので、聞こえにくいということがございます。

そういうことから、ふだんは、そういうときはできるだけ音楽なりFMを入れとってもらって、それで緊急があるときには切りかわります。それでお知らせいたしますと、どういうふうにかけるかはわかりませんが、イメージとして、始良市からお知らせいたしますと、放送の途中ですけれども緊急通報ですとか、そういうことで各家庭にFMラジオを通じて、そういう防災の情報をお届けするという考えでございます。いいですか。（笑声）

それで、スタジオは、一応イオンタウンの中に設置をしようということで考えているところでございます。

○6番（谷口義文君） 市長がいろいろと話をされましたけれども、今後とも、この防災無線、住民に耳で聞いて周知していただくということについて、しっかりと検討して協議して、少しでも市民の皆様の安心安全を守っていただきたいということを要請しておきます。

最後に、4問目の危険住宅について質問いたします。

これもちょっと聞くことが多いから、まず聞きます。24年10月実施の実態調査時点で、981軒あったとありますね。それで24年10月の実施。今はもう27年ですよ。27年ですね。27年の6月。これ24年10月の実施以降、この事業で移転されたりとか、移転したようなところがあったわけですか。誰が答弁するのか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 合併してから平成22年以降ですけれども、平成23年から27年度まで、1軒ずつ相談という形でお受けいたし……（「何軒」と呼ぶ者あり）1軒ずつですね。ですから合計5軒なんですけれども、相談という形でお受けしております。事業の実施ということには、まだ至っておりません。

以上でございます。

○6番（谷口義文君） 私もよくわからないし、ほかの議員の方々もわからないと思うんですけども、崖地ともう一つありますね。急傾斜地ですか。ありますね。その違いという。まずこの崖地ちゅうのをちょっとどういう住宅なのか、崖地というのをちょっと教えてください。

○建設部長（岩穴口弘行君） このがけ地近接等危険住宅移転事業の中の対象家屋というのが、昭和46年8月31日まで建築された住宅ということと、それから近接する崖の角度が30度以上。それと崖の高さが2m以上。それと崖の下でありますと、崖から縦のものまでの水平距離が崖の2倍以内というのが、この事業の対象となります。

○6番（谷口義文君） 981件ある割には、5軒というのは少ないですね。昭和46年8月31日以前ですか。ということは、築44年ですか。ということは44年ということは、昭和47年以降は、法か何かが変わってできていないということやな。崖地にはできていないということですね。そうですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 昭和46年の9月1日に、建築基準法の施行条例というのが改正されまし

て、崖の高さとか水平距離というのが設定されて、それ以降に建築された建物は、この建築基準法で規制されておりますので対象にはなりません。ですから、この46年の8月31日まで建築された建物が対象になるということでございます。

○6番（谷口義文君） ということは、昭和46年だから、今は90年ですから、44年前。44年前にできた以前の住宅ということは、よっぽどこれは高齢者ですね、住んでいらっしゃる方々は。

それで、今まで5軒しか移転の申請がなかったということは、981軒ある中で、聞き取り調査とか現地調査はされて、どうしてももう危ないと。家自体も危ないと。崖地もちょっと崩れそうだというような中で、住民のその方々が少ないのか、5軒が、多いのか、その辺はわかりません。ただこういう少ない数字で終わっている理由、移転をされないというのは、44年たってどういうあれですか。何かあるのかな。どういうふうに思われますか。わからない。質問が。

○建設部長（岩穴口弘行君） 市といたしましては、先ほどの市長の答弁にもありましたように、年に2回、広報紙でお知らせをしております。それと、市のホームページでも掲載しているところでございます。

この事業の費用といいますか、補助される額、合計で、上限でいいますと約800万円でございます。

それというのは、その土地を購入する、あるいは建物を建築する、それに対する借入れをされたときの利子相当分というふうな補助の額でございますので、その建物を新たにつくるとなると、何千万というふうな額になります。そこらもネックになっているのではないかとこのふうには考えます。

○6番（谷口義文君） 今、部長からその説明があったように、金額の面で経済的な面もあろうかと思えますね。それで44年たって高齢者が亡くなれば、またそこは空き家になってくる。そういうことですね。そういう循環なんで、そういうふうに戻るわけですよ。

今議会においては、空き家対策について何人かの議員の方が質問されましたね。倒壊の危機のある空き家が327でしたか。それで空き家自体が1,778。いずれはこういう981戸ある住宅も、恐らく高齢者——44年たっているわけですから、高齢者の方々が住んでいらっしゃるか、子どもたちも同居しているかわかりませんが、いずれは空き家になる可能性も多いわけですね。ほとんどこの981戸というのは、部長、中山間地帯ですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 崖の近くということですので、そういう地域になるかと思えます。（笑声）（発言する者あり）

○6番（谷口義文君） そういうことですね。はい、わかりました。

この除却費とか、建設費、土地の取得費、敷地造成費、合わせて802万9,000円ということですね、補助限度額が。これが高いのかどうか。この802万9,000円という根拠は、国、県の補助があるわけですが、これは決めたのは、どういう根拠で決めて。

○建設部長（岩穴口弘行君） まず補助率でございますが、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということになります。

その今ございました上限額802万9,000円の算出根拠でございますが、固定金利の利率が8.5%とい

うのを設定いたしまして、決定している数字でございます。

○6番（谷口義文君） それでは、まだまだお聞きしたいことがいっぱいあるんですけども、今、梅雨時期に入っておりますね。そして大雨も降りました。今後また台風シーズンもいずれやってくるでしょうし、地震もいつ起こるかわかりません。そういった中で、非常に崖地とか急傾斜地に住まわれている方は、身の危険を感じていらっしゃると思います。

この事業の補助対象となる住宅というのは、崖地の崩壊、地すべり等のおそれのある危険住宅に居住する住民が、安全な場所に移転するための経費を補助する事業であるということですね。

空き家の問題もそうですし、この崖地の住宅の問題もそうですけれども、やはり行政としても、常に実態調査、また現地調査をして、聞き取り調査というようなものも実施されて、住民の方々が今後その住宅をどうされるのかということも含めて、今後やっぱりフォローをしていただきたい。

でなければ、空き家になって県外に行ったとか、いなくなったとかいうて、住所もわからない、そういうものにつながっていくわけですから、しっかりとこの981戸の住宅には、常にまた行政のほうもしっかりとメモっていただいて、地すべり等が起きて、家が倒壊し、危険な目に遭わないように私のほうから要望しておきます。要請しておきます。

まだ時間が余っておりますけれども、これで質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、谷口義文議員の一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議は、これをもって**散会**とします。

なお、次の会議は6月25日午前10時から開きます。

（午後4時03分散会）